

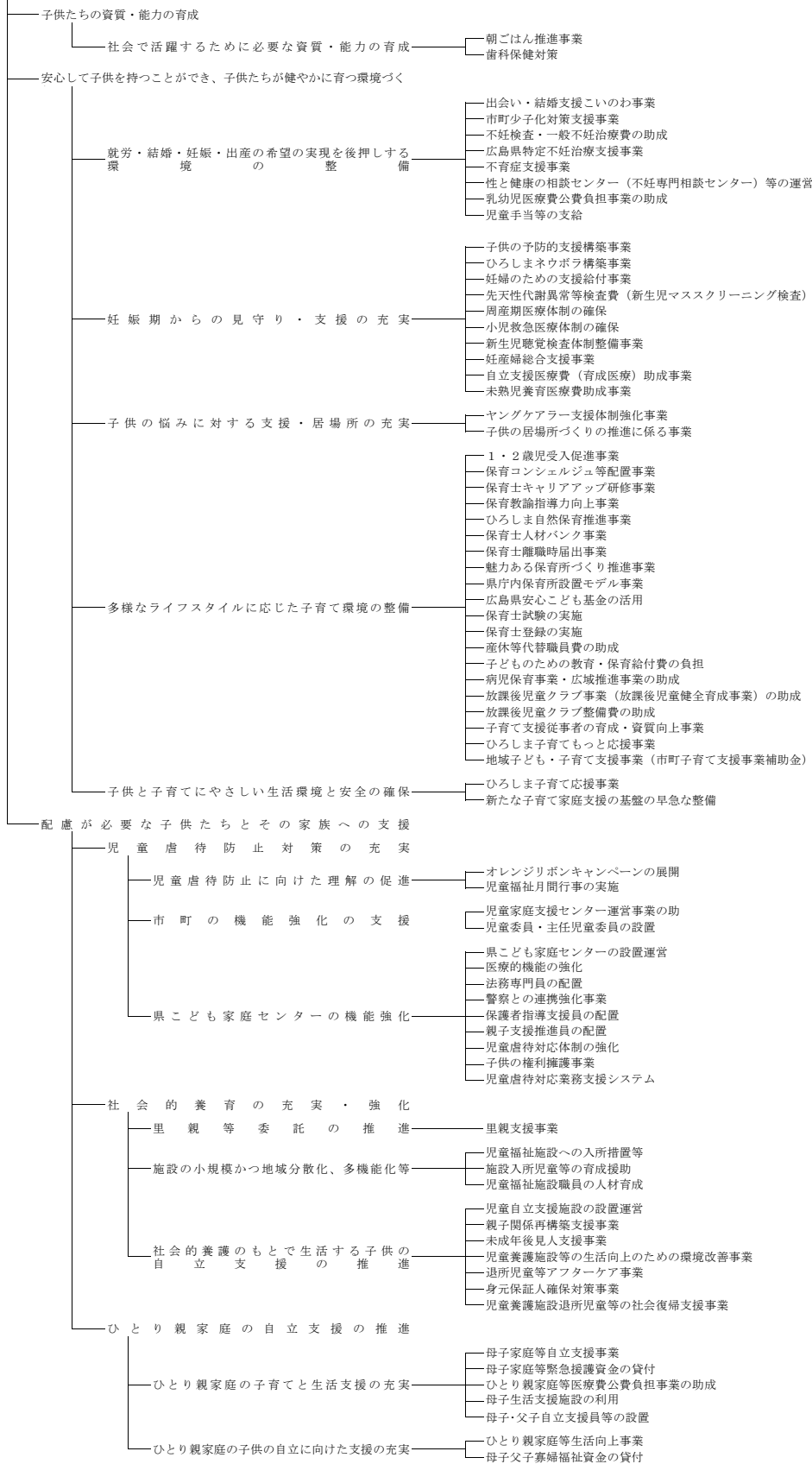
Ⅲ 事業体系

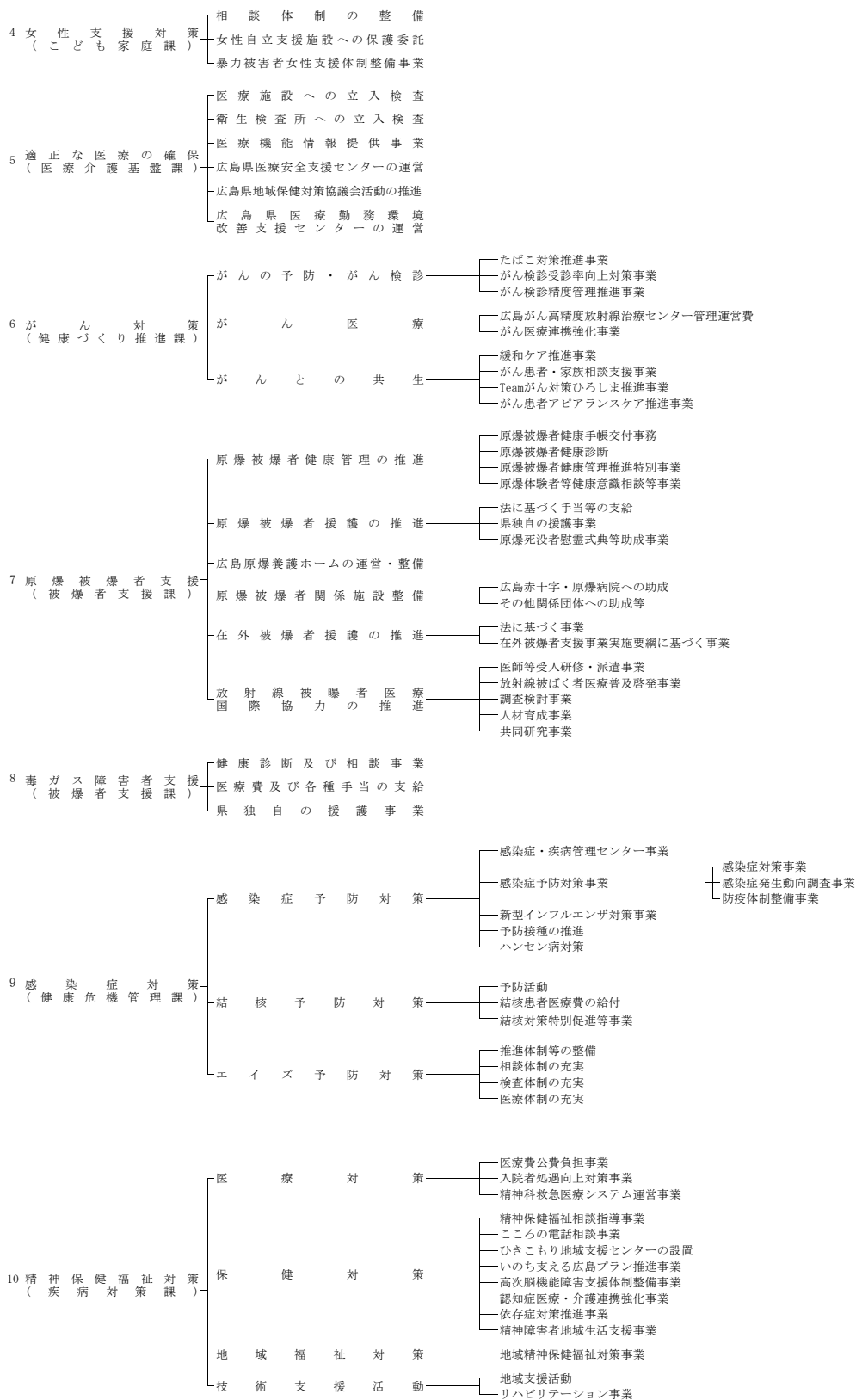
健康福祉局の事業体系

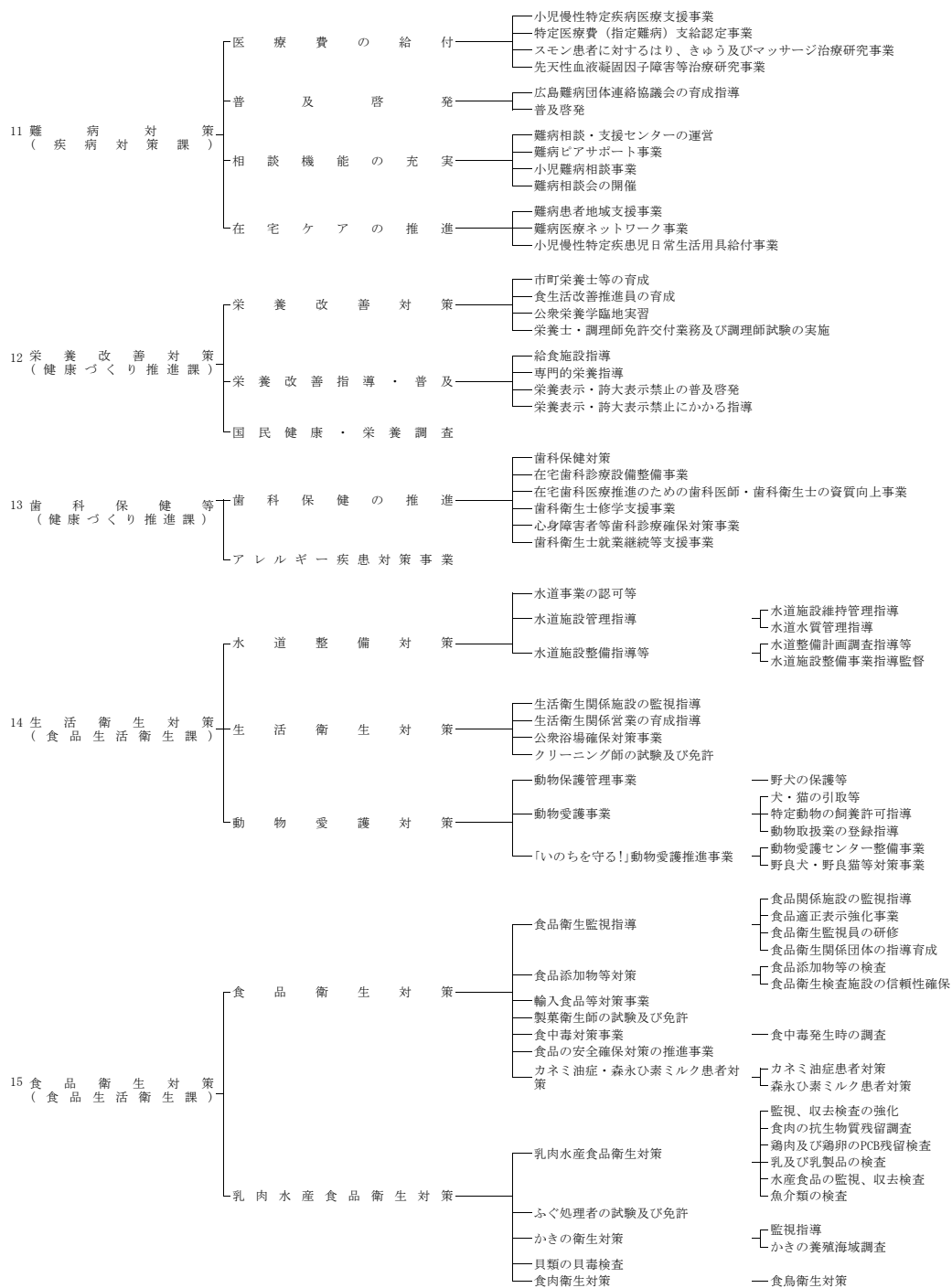
1 地域保健福祉推進対策—地域保健福祉調査研究事業
(健康福祉総務課)

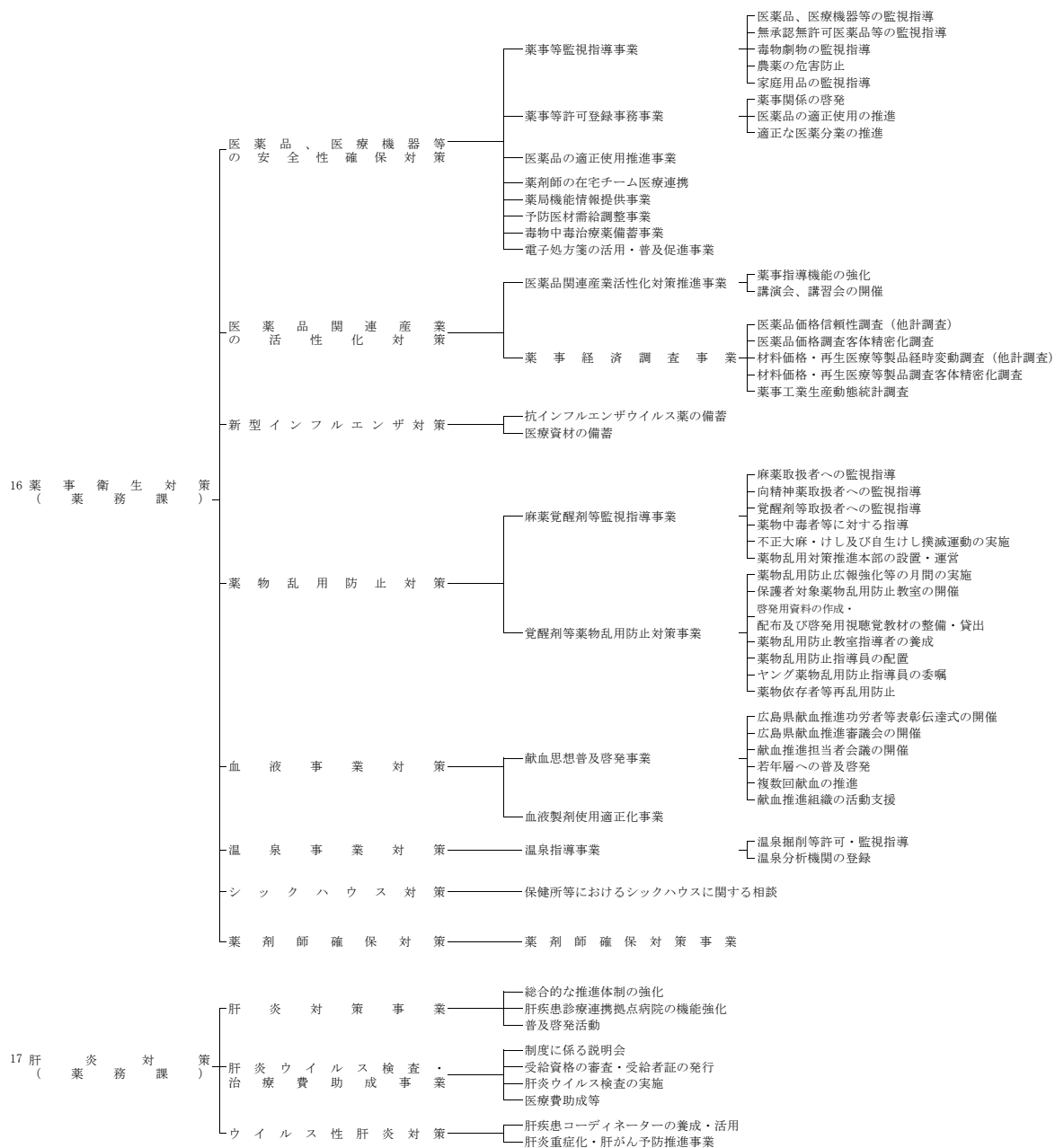
2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)

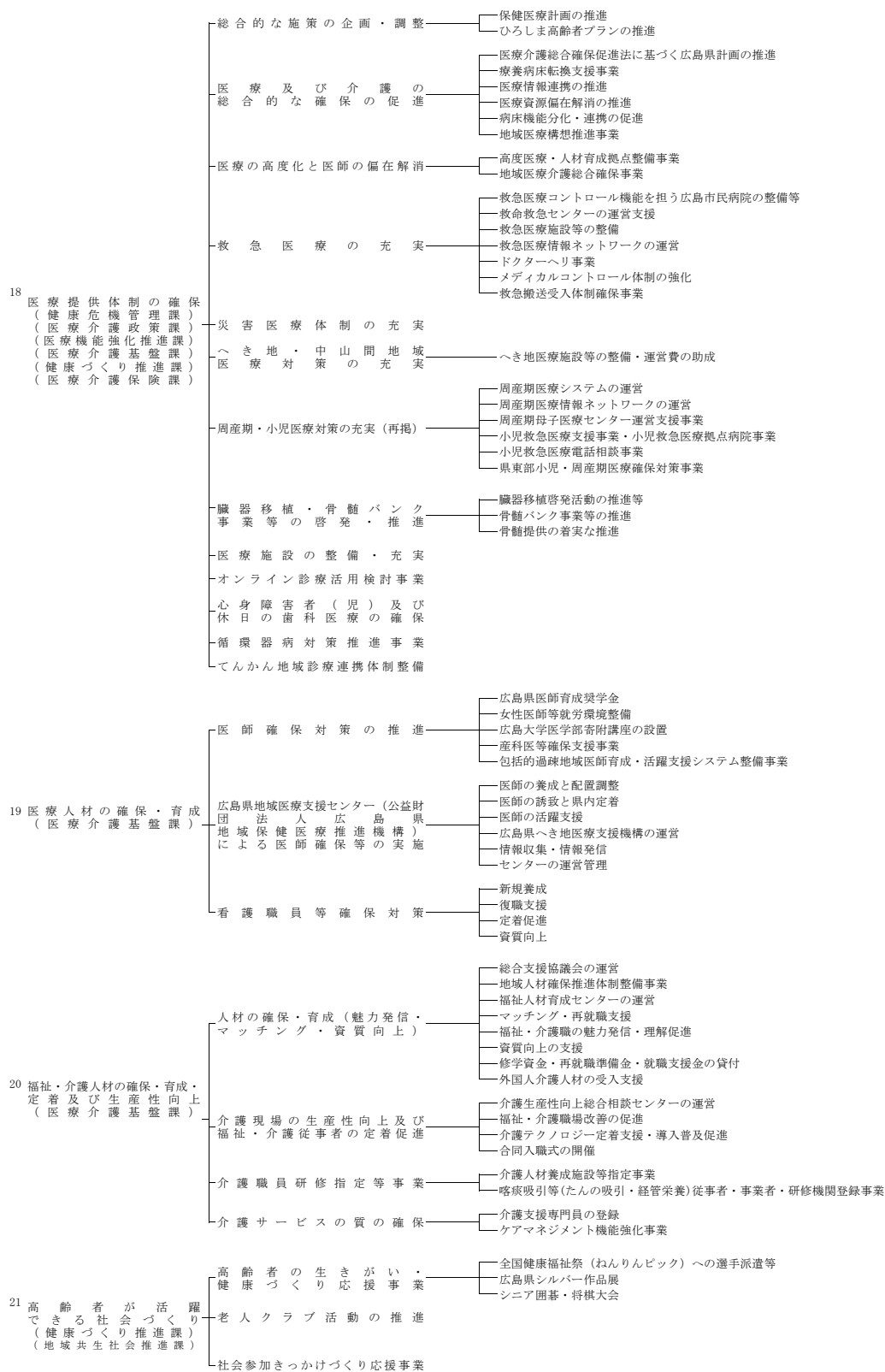
3 全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」の推進）
(子供未来応援課)
(安心保育推進課)
(こども家庭課)
(健康づくり推進課)
(地域共生社会推進課)
(医療介護政策課)

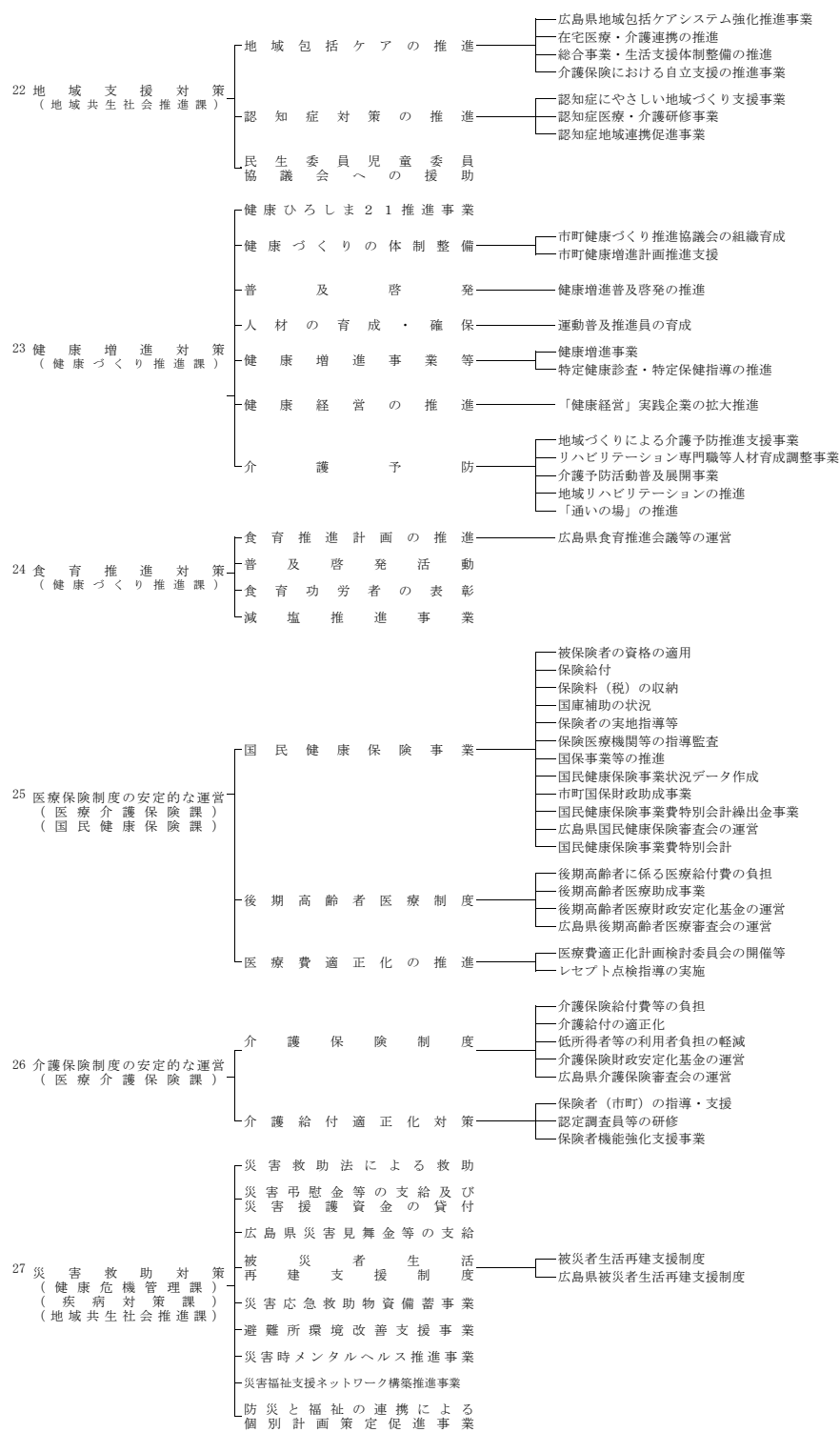


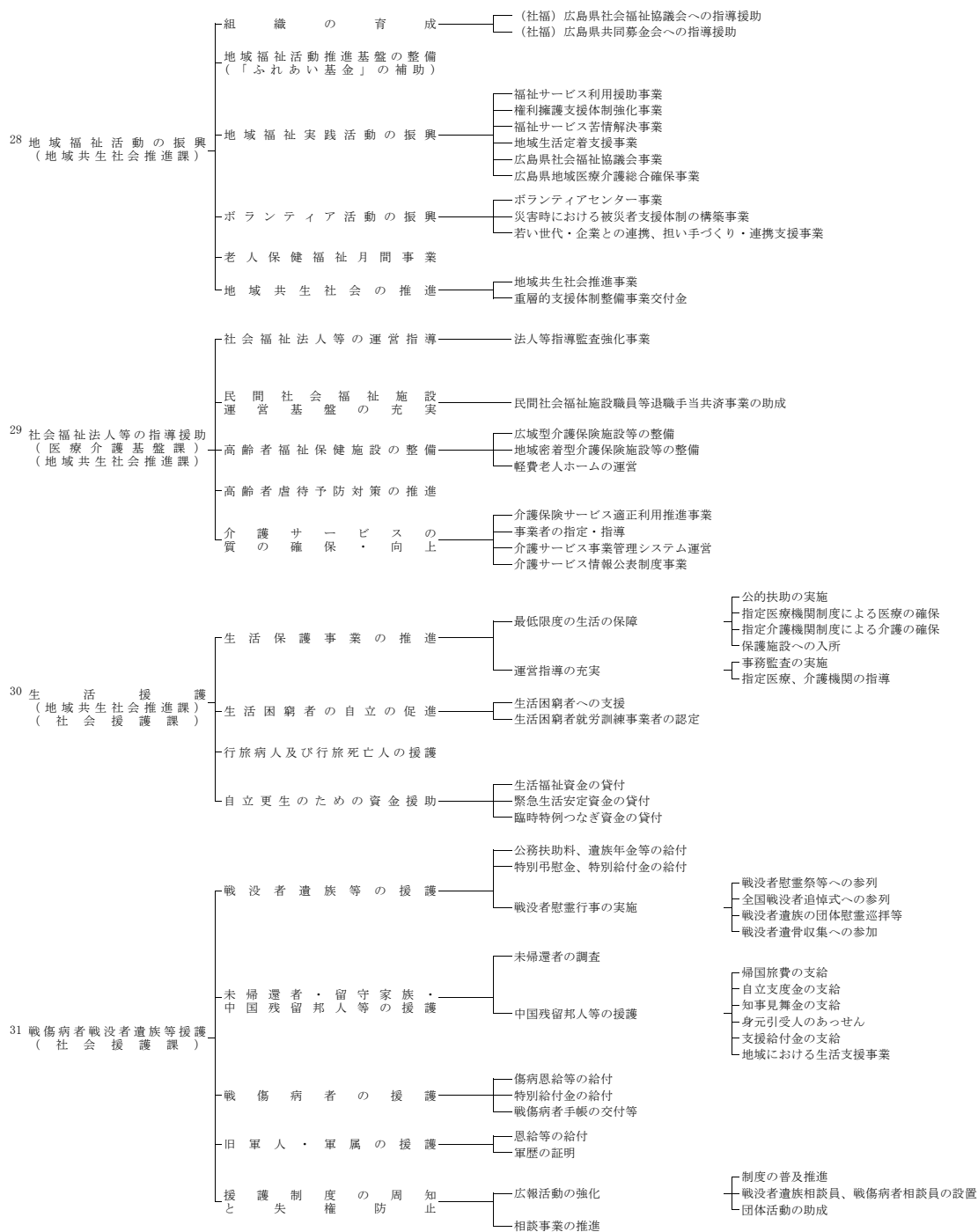




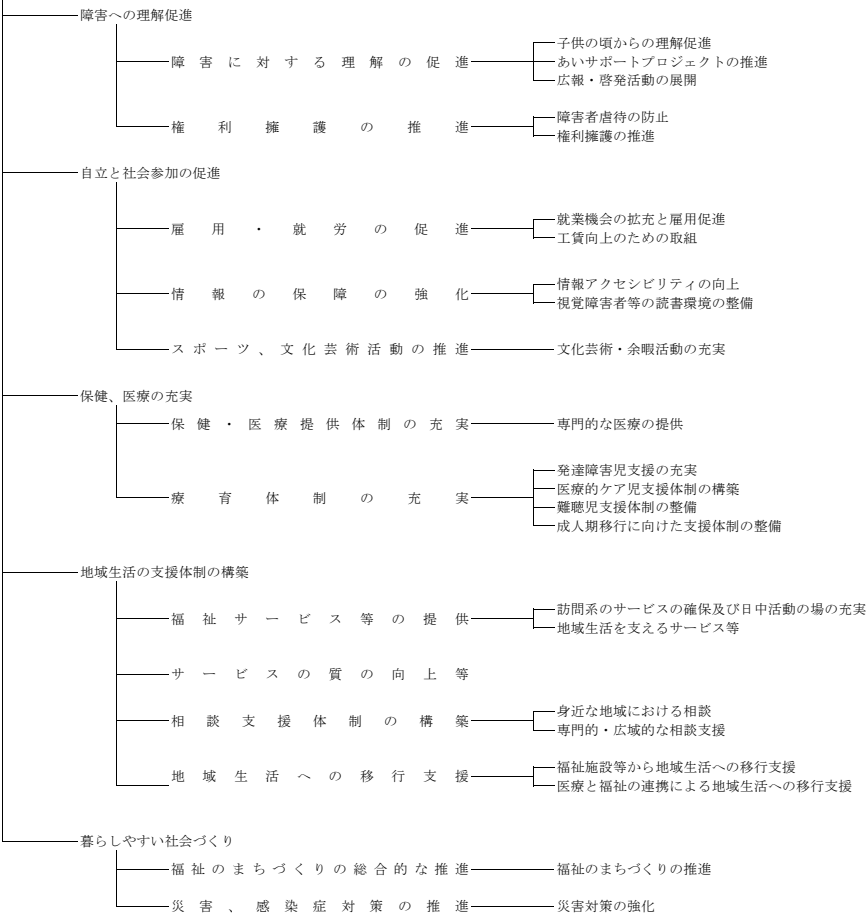








32 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）
（障害者支援課）



1 地域保健福祉推進対策

〔現況及び施策の方向〕

保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図るため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所等において、調査研究を行う。

また、災害により避難所等に避難している被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う。

〔事業の内容〕

地域保健福祉調査研究事業

厚生環境事務所・保健所等において、地域保健福祉に関する調査研究を実施するとともに、その成果を発表することにより、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図る。（平成 14 年度創設）

2 大規模社会福祉施設等の整備

〔現況及び施策の方向〕

県民の福祉の向上に資する大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等の建設に必要な財源を安定的に確保するため、昭和 50 年度から行っている法人県民税の超過課税収入を大規模社会福祉施設等建設基金に積み立て、これを財源として計画的な施設整備を進めている。

〔事業の内容〕

大規模社会福祉施設等の整備

「大規模社会福祉施設等建設基金」の運用

大規模社会福祉施設等の建設資金を確保するため、大規模社会福祉施設等建設基金を設置し、法人県民税の超過課税による県税収入、大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金及びこの基金の運用益金を積み立て、計画的かつ効率的な活用を図ることとしている。

第 1 表 建設事業の概要（健康福祉局所管）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（予定）
広島県立総合リハビリテーションセンター	改 修 工 事	改 修 工 事	—
健 康 福 祉 セ ン タ ー	設備更新工事	設備更新工事	設備更新工事
東部こども家庭センター （ 一 時 保 護 所 ）	実 施 設 計 増 改 築 工 事	—	—

第 2 表 大規模社会福祉施設等建設基金額の状況

（単位 千円）

区 分	積立額	取崩額	年度末基金額
令和 7 年度（予定）	2,664,723	1,980,025	10,288,515
令 和 6 年 度	2,729,260	1,401,863	9,604,717
令 和 5 年 度	1,840,009	1,580,089	8,277,320

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えている。

こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要がある。

また、結婚や妊娠・出産、子供の乳幼児期から学童期・思春期・青年期と続くライフステージに応じた子供や子育て家庭への支援を通して、子育てへの安心感を醸成し、次の子供を持ちたいという希望につなげるとともに、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、未来を切り拓いていけるよう、また、子供を持ちたいと希望する人が、安心して子供を持ち、子育てができるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めていく。

ひろしま子供の未来みんなで応援プラン

【将来にわたって目指す社会像】

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現
～具体的な社会像～

【領域Ⅰ】

◆すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されている。

【領域Ⅱ】

◆地域、保育所・幼稚園等や学校、職域など、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしている。また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っている。

【領域Ⅲ】

◆様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができている。

【施策体系】

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

柱2 社会的養育の充実・強化

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

柱4 障害のある子供等への支援

〔事業の内容〕

1 子供たちの資質・能力の育成

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

健康福祉局外対応

(2) 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

ア 朝ごはん推進事業（予算額 4,299 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供する。

また、県内全 23 市町の社会福祉協議会による窓口での生活相談や自立支援事業等を通じて、食材提供が必要な子育て家庭の子供たちが朝ごはんを食べられるよう、食品を提供する取組を実施する。

（令和元年度創設）

第 1 表 朝ごはん推進事業（学校敷地内での朝食提供）実施状況

（単位 箇所）

開始年度	実施市町	箇所数
令和元年度	竹原市	1
平成 30 年度	廿日市市	1
	府中町	1

※竹原市と府中町は令和 2 年度以降、新型コロナの影響で休止中。

イ 歯科保健対策（予算額 7,880 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。（平成 5 年度創設）

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）等を実施し、8020 運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施し、表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

2 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

(1) 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

ア 出会い・結婚支援こいのわ事業（予算額 20,342 千円）

独身若者を会員登録し、行政の結婚支援事業や民間企業、団体の結婚・婚活イベント等に関する情報を提供することにより、若者の出会いや企業等による出会いの場の創出を支援するため、「こいのわ出会いサポートセンター」の運営を補助する。

また、多様な主体による出会いの場の提供が今後も継続的かつ効果的に実施されるよう、ボランティアの養成を進める。

第2表 ひろしま出会いサポーターズ認定数及びこいのわボランティア登録数

(単位 団体、人)

区 分	ひろしま出会いサポーターズ認定数	こいのわボランティア登録数
令和6年度	43	213
令和5年度	41	211
令和4年度	39	202

イ 市町少子化対策支援事業（予算額 29,822 千円）

こども家庭庁地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の実情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。（平成26年度創設）

ウ 不妊検査・一般不妊治療費の助成（予算額 50,612 千円）

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。（平成27年度創設）

また、Webサイト等のデジタルコンテンツを活用し、若い年齢層の夫婦への啓発や男性の不妊に関する当事者意識を高め、早い段階での不妊検査受診を促すとともに、県の助成事業の利用を促進する。

第3表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

(単位 件)

区 分	件 数
令和6年度	901
令和5年度	770
令和4年度	675

エ 広島県特定不妊治療支援事業（予算額 164,602 千円）

保険適用となった特定不妊治療及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療等に要した費用の一部を助成する。（令和4年度新設）

また、先進医療等を併用することにより、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用の一部を助成する。（令和5年度拡充）

第4表 広島県特定不妊治療費助成状況

(単位 件)

区 分	件 数	
	先進医療分	全額自己負担分
令和6年度	1,668	268
令和5年度	1,705	315
令和4年度	1,224	-

オ 不育症支援事業（予算額 9,600 千円）

保険適用外の不育症検査に係る自己負担額の一部を助成する。（令和3年度創設）

カ 性と健康の相談センター（不妊専門相談センター）等の運営（予算額 12,144 千円）

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。不妊症・不育症支援ネットワーク協議会を開催し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。（平成 16 年度創設）

また、妊娠に関する相談支援体制の充実のため、思いがけない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。（平成 24 年度拡充）

出生前検査（NIPT）に関する相談及び若年妊婦等に対する産科受診同行支援及び一時的な居場所提供を実施する。（令和 4 年度拡充）

第 5 表 不妊専門相談センター利用状況

（単位 件）

区 分	相談方法別利用状況					
	電話	F A X	電子メール	面接 (医師)	面接 (助産師)	計
令和 6 年度	150	0	107	-	17	274
令和 5 年度	167	0	140	-	28	335
令和 4 年度	211	0	142	-	20	373

第 6 表 妊娠 110 番メール相談実施状況

（単位 件）

区 分	相談件数
令和 6 年度	130
令和 5 年度	166
令和 4 年度	80

キ 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,392,211 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

第 7 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

ク 児童手当等の支給（予算額 6,009,224 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

令和 6 年 10 月より、制度が改正され、所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第 3 子以降の支給額増額等が行われた。

第8表 児童手当の概要

児童手当の概要	
※太字下線は、令和6年10月より改正のあった部分	
支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) <u>高校生年代</u> までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。
手当額	3歳未満（ <u>第1子・第2子</u> ） 月額 15,000 円 3歳以上 <u>高校生年代</u> （第1子・第2子） 月額 10,000 円 <u>0歳以上高校生年代</u> （第3子以降） 月額 <u>30,000 円</u> ※所得制限なし
支給月	<u>偶数月</u> （各前月までの分を支給）

(2) 妊娠期からの見守り・支援の充実

ア 子供の予防的支援構築事業（予算額 8,548 千円）

福祉や教育など子供の育ちに関係する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。（令和元年度創設）

イ ひろしまネウボラ構築事業（予算額 145,950 千円）

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。
 また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図る。（平成29年度創設）

ウ 妊婦のための支援給付事業（予算額 60,850 千円）

子ども・子育て支援法に基づき市町が実施する「妊婦のための支援給付」に伴う体制整備等に関して必要な事務費の県負担分を補助する。（令和7年度創設）

エ 先天性代謝異常等検査費（新生児マススクリーニング検査）（予算額 94,643 千円）

県内（広島市を除く）で出生した新生児について、疾患の早期発見、その後の治療・生活指導等につなげるため、先天性代謝異常等（国が指定する20疾患）に係るマススクリーニング検査を公費負担で実施する。（平成13年度創設）

こども家庭庁が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参画することにより、上記20疾患に加え、重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、B細胞欠損症に係るマススクリーニング検査についても公費負担で実施する。（令和5年度創設）

あわせて、検査の精度管理を行い、検査精度の維持向上を図る。また、事業評価や今後の方針等を協議するための関係機関との連絡協議会を開催する。

第9表 先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）実施状況（初回検査）

（単位 件）

区 分	検査件数	
	国が指定する20疾患	SCID、SMA、B細胞欠損症
令和6年度	9,467	8,574
令和5年度	9,763	7,389
令和4年度	10,615	6,546

（注1）広島市で出生した児を除く。

（注2）SCID、SMA、B細胞欠損症の検査については、広島大学大学院医系科学研究科小児科及び共同研究機関による試験研究として令和4年7月から開始。

オ 周産期医療体制の確保（197,159千円）（再掲）

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

カ 小児救急医療体制の確保（予算額 241,144千円）（再掲）

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実への支援を行う。

キ 新生児聴覚検査体制整備事業（予算額 36,817千円）

難聴児への早期支援を促進することを目的とし、検査結果の迅速な把握や、二次・精密聴力検査機関から療育・教育機関へのつながりを確実に円滑に行えるよう、新生児・小児聴覚検査精度管理システムを運用する。あわせて、新生児・小児聴覚検査フォローアップセンターにフォローアップ支援員を配置し、システムを活用した関係機関に対するフォローアップや、新生児聴覚検査に係る普及啓発を実施する。（令和5年度創設）

未受診者のフォローアップ等、聴覚障害の早期発見・早期支援について関係機関で協議するための新生児・小児聴覚検査体制検討会を開催する。（令和3年度創設）

県内の検査体制の充実を図るため、分娩取扱医療機関や助産院等における聴覚検査機器の新規購入及び、二次聴力検査機関における精密検査機器の新規購入に係る経費を補助する。（聴覚検査機器補助：令和2年度創設、精密検査機器補助：令和5年度創設）

ク 妊産婦総合支援事業（産後ケア、助産師オンライン）（予算額 18,730千円）

出産後1年以内の希望するすべての母子が産後のサポートを受けられるよう、産後ケア事業等の利用料を補助する。（令和2年度創設）

妊産婦や子育て中の親が、妊娠中の不安や育児の悩み等をオンラインで助産師に無料で相談できる、ひろしま助産師オンライン相談を実施する。（令和2年度創設）

第10表 ひろしま助産師オンライン相談実施状況

（単位 件）

区 分	相談件数
令和6年度	280
令和5年度	229
令和4年度	240

ケ 自立支援医療費（育成医療）助成事業（予算額 7,556 千円）

障害者総合支援法の規定に基づき、手術等によって治療の効果が期待できる身体障害を有する児童（18 歳未満）に対し、必要な自立支援医療費の支給を行う。（平成 18 年度創設）

第 11 表 障害者医療費県費負担金交付額（育成医療分）

（単位 千円）

区 分	交 付 額
令 和 6 年 度	5,222
令 和 5 年 度	6,508
令 和 4 年 度	5,899

コ 未熟児養育医療費助成事業（予算額 41,031 千円）

母子保健法第 20 条の規定に基づき、養育のために入院が必要な未熟児に対し、医療の給付を行う。（昭和 33 年度創設）

第 12 表 未熟児養育医療費等県費負担金交付額

（単位 千円）

区 分	交 付 額
令 和 6 年 度	37,823
令 和 5 年 度	34,803
令 和 4 年 度	35,109

(3) 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

ア 子供のこころのケアの充実に係る事業
健康福祉局外対応

イ ヤングケアラーへの支援に係る事業

ヤングケアラー支援体制強化事業（予算額 16,376 千円）

ヤングケアラーとその家族が、地域や様々ななかかわりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、並びに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができる社会を目指す。（令和 7 年度創設）

ウ ひきこもり支援等の充実に係る事業

健康福祉局外対応

エ 子供の居場所づくりの推進に係る事業

子供の居場所づくり推進事業（予算額 1,014 千円）

子供・若者が自身の悩みを身近な地域で相談ができ、安全で安心して過ごすことができる環境を整えるために、子供の居場所づくりを推進する。（令和 7 年度創設）

(4) 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

ア 1・2歳児受入促進事業（予算額 26,489 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな1・2歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成30年度創設）

第13表 1・2歳児受入促進事業実施状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	補助金額
令和6年度	5	16,118,000
令和5年度	5	18,924,000
令和4年度	4	21,254,000

イ 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 21,149 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成25年度創設）

第14表 保育コンシェルジュ配置状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	配置人数
令和6年度	3	20人
令和5年度	3	20人
令和4年度	4	21人

ウ 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 21,466 千円）

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成29年度創設）

第15表 県主催の専門研修の実施状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和6年度	2,620
令和5年度	2,605
令和4年度	2,290

エ 保育教諭指導力向上事業（予算額 3,581 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成27年度創設）

オ ひろしま自然保育推進事業（予算額 13,796 千円）

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成29年度創設）

第 16 表 ひろしま自然保育認証団体

(単位 団体)

認証区分	認証団体数 (令和 7 年度 4 月現在)
I 型 (地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体)	60
II 型 (地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体)	15
合計	75

カ 保育士人材バンク事業 (予算額 18,619 千円)

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。(平成 24 年度創設)

第 17 表 保育士人材バンクの就業マッチング状況

(単位 件)

区分	求人	求職	紹介	就職
令和 6 年度	644	98	123	129
令和 5 年度	435	112	131	127
令和 4 年度	454	134	126	122

キ 保育士離職時届出事業 (予算額 3,958 千円)

令和元年度に構築した届出制度により、保育士として就業していない保育士を把握し、求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により、保育士の就職を支援する。(令和元年度創設)

第 18 表 保育士離職時届出状況

(単位 人)

区 分	登録者数
令和 6 年度	8
令和 5 年度	8
令和 4 年度	15

ク 魅力ある保育所づくり推進事業 (予算額 4,838 千円)

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用した職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。(平成 30 年度創設)

ケ 県庁内保育所設置モデル事業 (予算額 3,286 千円)

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。(平成 27 年度創設)

コ 広島県安心こども基金の活用

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特別交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、新たな子育て家庭支援の基盤の整備に向けた支援を実施する。

【対象事業】

- ・親子再統合 (親子関係再構築) 支援事業
- ・こどもの権利擁護環境整備事業
- ・社会的養護自立支援拠点事業
- ・妊産婦等生活援助事業

第 19 表 基金の状況

(単位 円)

区 分	積 立 額	取 崩 額	基 金 残 高
令 和 6 年 度	280,622	147,451,933	1,851,544,492
令 和 5 年 度	15,226,000	163,223,418	1,998,715,803
令 和 4 年 度	1,411,762,394	49,084,000	2,146,682,623

サ 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成 28 年度から年 2 回保育士試験を実施する。（昭和 23 年度創設）平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1 回目については筆記試験が中止となり、実技試験のみの実施となっている。）

第 20 表 保育士試験の実施状況

(単位 人、%)

区 分	受験者実数	合 格 者 数	合 格 率
令 和 6 年 度	1,039	317	30.5
令 和 5 年 度	1,177	359	30.5
令 和 4 年 度	1,413	463	32.8

シ 保育士登録の実施（予算額 7,763 千円）

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。（平成 15 年度創設）

登録手数料 申請 4,200 円、書換交付 1,600 円、再交付 1,100 円

第 21 表 保育士登録数

(単位 人)

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
令 和 6 年 度	1,027	576	29
令 和 5 年 度	1,153	569	21
令 和 4 年 度	1,322	573	24

ス 産休等代替職員費の助成（予算額 21,599 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休：昭和 37 年度創設、病休：昭和 49 年度創設）

第 22 表 産休等代替職員への助成実績

(単位 施設、人)

区 分	任用施設数	任 用 人 数
令 和 6 年 度	41	62
令 和 5 年 度	44	59
令 和 4 年 度	43	58

セ 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 16,275,205 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した私立保育所、私立認定こども園等に係る給付費及び子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町が支弁した私立幼稚園、認可外保育施設等に係る施設利用費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

ソ 病児保育事業・広域推進事業の助成（予算額 285,734 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。

（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する。（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 23 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	箇 所 数	補助金額
令和 6 年 度	20	69	214,306
令和 5 年 度	20	66	174,933
令和 4 年 度	20	60	158,900

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

タ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 2,666,231 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（平成 3 年度創設）

第 24 表 放課後児童クラブ事業の状況

（単位 市町、クラブ、千円）

区 分	市 町 数	クラブ数	補助金額
令和 6 年 度	22	616	2,558,120
令和 5 年 度	22	630	1,968,581
令和 4 年 度	22	630	1,968,581

（注）〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

チ 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 32,828 千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（平成 13 年度創設）

第 25 表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

（単位 所）

区 分	創 設 等
令和 6 年 度	4
令和 5 年 度	6
令和 4 年 度	7

ツ 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

（ア）子育て支援員研修事業（予算額 9,257 千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成 27 年度創設）

第26表 子育て支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和6年度	334
令和5年度	286
令和4年度	247

(イ) 放課後児童支援員の認定研修事業 (予算額 11,073 千円)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するとともに、放課後児童支援員に対して資質向上を図るための研修を実施する。(平成27年度創設)

第27表 放課後児童支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和6年度	401
令和5年度	378
令和4年度	418

テ ひろしま子育てもっと応援事業 (予算額 48,073 千円)

若年代等に対して、子育てに係るポジティブなイメージの浸透を図るため、調査・分析を行いその結果を踏まえた普及啓発を行う。また、ライフステージに応じた各種支援制度の見える化や、大学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験や子育て当事者との意見交換の機会の提供、ライフデザイン啓発事業を実施する。

「共育で」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進するため、SNS等を活用した情報発信や行動変容につながる取組を実施する。(令和6年度創設)

ト 地域子ども・子育て支援事業 (市町子育て支援事業補助金) (予算額 663,808 千円)

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。(平成25年度創設)

第28表 市町への助成状況

(単位 市町)

事業名	市町数	事業名	市町数
利用者支援事業	12	地域子育て支援拠点事業	11
子育て短期支援事業	12	一時預かり事業	20
乳児家庭全戸訪問事業	20	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	20
養育支援訪問事業	10		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	15		

(令和7年3月31日時点)

- (注) 1 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業は令和3年度より順次重層的支援体制整備事業交付金に移行。
(R6年度末時点での移行済市町：11市町)
2 平成27年度は子ども・子育て支援交付金で対応。
3 平成26年度は保育緊急確保対策事業で対応。
4 平成25年度は安心子ども基金で対応。
5 平成24年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

(5) 子どもと子育てにやさしい生活環境と安全の確保

ア ひろしま子育て応援事業（予算額 45,977 千円）

子育て関連イベントや企業の子育て支援の取組を含めた子育て関連情報を集約し、「イクちゃんネット」等を活用して子育て当事者や支援者等への確に情報提供するとともに、地域の子育て支援団体に対し、コーディネーター派遣等による後方支援を行う。

また、寄付金を活用して、こども食堂の運営補助など、（公財）ひろしまこども夢財団が行う事業に対し助成する。

イ 新たな子育て家庭支援の基盤の早急な整備（予算額 43,639 千円）

妊産婦、子育て世帯、子供への一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。（令和3年度創設）

3 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に向けた理解の促進

（ア）オレンジリボンキャンペーンの展開（予算額 3,582 千円）

児童虐待防止や体罰禁止についての広報啓発を行い、虐待通告及び被害児への支援についての県民の理解促進を図る。

（イ）児童福祉月間行事の実施

毎年5月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和53年度創設）

イ 県こども家庭センター（児童相談所）の機能強化

（ア）県こども家庭センターの設置運営（予算額 464,345 千円）

県内3か所（西部、東部、北部）に県こども家庭センターを設置し、子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。（昭和22年度創設）令和7年4月に東部こども家庭センター三原支所を開設し、令和7年9月に西部こども家庭センター東広島支所を開設予定である。

第29表 県こども家庭センターの相談対応の状況

（単位 件）

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
令和6年度	4,241 (3,463)	0	2,024	222	82	34	6,603
令和5年度	4,350 (3,541)	4	1,896	167	85	5	6,507
令和4年度	3,967 (3,131)	0	1,738	159	69	26	5,959

（注）広島市を除く。

(イ) 医療的機能の強化（予算額 1,756 千円）

児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか、広島県歯科医師会から県内2か所の一時保護所に歯科医師等を派遣し、一時保護児童に対して歯科検診及び歯科保健指導を実施する。

(ウ) 法務専門員の配置（予算額 27,667 千円）

常勤弁護士を配置し、法的判断や対応をより迅速・的確に行う。

(エ) 警察との連携強化事業（予算額 8,562 千円）

児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに現職警察官、警察OBを配置する。

(オ) 保護者指導支援員の配置（予算額 12,748 千円）

児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども保護者指導支援員を配置する。

(カ) 親子支援推進員の配置（予算額 136,147 千円）

児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。

(キ) 児童虐待対応体制の強化（予算額 10,389 千円）

職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。

(ク) 子供の権利擁護事業（予算額 8,891 千円）

社会的養護において子供の最善の利益を考慮した支援を実施するため、一時保護所等に入所する子供の意見を第三者が聞きとり、必要に応じて代弁するアドボカシー制度の仕組みづくりを行う。

(ケ) 児童虐待対応業務支援システム（予算額 2,638 千円）

出張先でも安全に情報を確認し、組織へ適宜相談できる仕組みやリスクを適切にアセスメントするための書類作成事務のデジタル化の推進により、業務効率化を図るため、こども家庭センターにタブレット端末を導入し、運用する。

ウ 市町の機能強化の支援

(ア) 児童家庭支援センター運営事業の助成（予算額 98,605 千円）

a 地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。（平成23年度創設）

b 児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図るため、児童家庭支援センターに児童や保護者への指導を委託する。

(イ) 児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっているため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。(児童委員：昭和23年度創設、主任児童委員：平成5年度創設)

主任児童委員：200名(広島市及び呉市・福山市を除く。)(令和7年3月末日現在)

(2) 社会的養育の充実・強化

ア 里親委託等の推進

里親支援事業(予算額 59,681千円)

「里親委託推進員」を各こども家庭センターに配置するとともに、里親制度の普及促進、登録里親の育成、社会的養護を必要とする子供と里親のマッチング、里親委託後の支援など、里親支援業務を、ノウハウを有する民間事業者へ委託し、こども家庭センターと連携して里親支援を実施する。「里親委託推進員」の配置：平成21年度創設、民間事業者への委託：令和5年度創設

第30表 里親委託の状況

(単位 世帯、人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数
			(再掲) 専門里親 世帯数		(再掲) 専門里親 世帯数			
令和7年	県 分	176	1	51	0	63	21	20
	広島市分	128	6	41	1	49	10	9
	計	304	7	92	1	112	31	29
令和6年	県 分	175	1	48	0	58	20	19
	広島市分	127	7	41	1	48	16	22
	計	302	8	81	1	106	36	41
令和5年	県 分	174	2	40	0	51	19	9
	広島市分	133	7	42	2	47	27	7
	計	307	9	82	2	98	46	16

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国1/2、県1/2〕
〔備考〕里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者。専門里親とは、児童虐待等で心身に影響を受けた児童や障害を有する児童を養育する里親のうち専門里親として県知事又は広島市長が登録した者。

第31表 小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム)への委託の状況

(単位 所、人)

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和7年	0	5	5	12	11	23
令和6年	0	6	6	16	11	27
令和5年	0	6	6	21	11	32

(注) 各年とも3月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 3,451,640 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

第 32 表 乳児院への入所措置の状況

（単位 所、人）

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 7 年	0	2	2	17	16	33
令和 6 年	0	2	2	17	22	40
令和 5 年	0	2	2	18	10	28

（注）各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

第 33 表 児童養護施設への入所措置の状況

（単位 所、人）

区 分	施 設 数			措 置 人 員		
	公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 7 年	0	13	13	289	233	522
令和 6 年	0	13	13	286	205	491
令和 5 年	0	13	13	308	200	508

（注）各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

b 施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各行事を後援する。
（昭和 35 年創設）

(ウ) 児童福祉施設職員の人材育成（予算額 83,128 千円）

a 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施

児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。

b 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

c 児童養護施設等の職員人材確保事業

(a) 児童福祉施設への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。

(b) 実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

d 児童養護施設等体制強化事業

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

ウ 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

(ア) 児童自立支援施設の設置運営（予算額 287,993 千円）

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 34 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分	定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
令和 7 年	県 分	15	0	0	0	0	2	3	1	2	0	8
	広島市分	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	0	0	0	0	2	4	1	3	0	10
令和 6 年	県 分	15	0	0	0	1	3	1	3	2	1	11
	広島市分	5	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	20	0	0	0	1	3	1	5	3	2	15
令和 5 年	県 分	18	0	0	0	0	1	2	4	2	0	9
	広島市分	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	21	0	0	0	0	1	3	5	3	0	12

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

(イ) 親子関係再構築支援事業（予算額 5,647 千円）

児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童への支援プログラム等を実施し、親子関係再構築を図る。また、児童養護施設等に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。

(ウ) 未成年後見人支援事業（予算額 8,284 千円）

親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。

(エ) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（予算額 30,150 千円）

児童養護施設等に対し、ケア単位の小規模化・地域分散化を図るための施設開設及び職員の業務改善を図るための ICT 化を支援する。

(オ) 退所児童等アフターケア事業（予算額 21,500 千円）

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、地域社会における社会的自立の促進を図る。

(カ) 身元保証人確保対策事業（予算額 633 千円）

児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(キ) 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業（予算額 2,138 千円）

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの指導員と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行う。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

令和 2 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実

(ア) 母子家庭等自立支援事業

a ひとり親家庭サポートセンター事業（予算額 15,602 千円）

ひとり親家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

ひとり親家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭サポートセンターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

○委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 731 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（家計管理・生活支援講習会等事業）（予算額 279 千円）

家計管理能力の向上や自立につなげるため、ファイナンシャルプランナーによる家計管理講習会と個別相談を実施する。（令和 2 年度創設）

○委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

d ワンストップ相談体制強化事業（予算額 1,320 千円）

AI チャットボットによる相談システムを運用し、24 時間相談できる体制を確保する。

(ウ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付（予算額 12,500 千円）

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。（昭和 53 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 35 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 〔特に必要と認められる場合は、6 か月以内〕
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

〔注〕広島市、呉市及び福山市を除く。

(エ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 580,352 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

第 36 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対象世帯	前年の所得税が非課税の世帯
助成範囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

(オ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 37 表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所、世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、福山市及び県外	計
令和 7 年	県 所 管	0	4	4	20	27	47
	広島市所管	0	4	4	2	48	50
	呉 市 所 管	0	1	1	2	7	9
	福山市所管	0	0	0	－	－	－
	計	0	9	9	24	82	106
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	30	46
	広島市所管	0	4	4	1	41	42
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	－	－	－
	計	0	9	9	18	77	95
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	17	27	44
	広島市所管	0	4	4	1	50	51
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	－	－	－
	計	0	9	9	19	83	102

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(カ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 31,320 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（6 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 38 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 6 年度	47	2	27	0	76
令和 5 年度	41	0	18	0	59
令和 4 年度	63	15	25	0	103

〈参考 各種自立援助対策〉

a 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

b 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

c 特定者資格証明書等の交付

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している世帯主又は世帯員に対して、J R の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

d ひとり親世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っているひとり親家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

イ ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

(ア) ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 26,284 千円）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童に学習指導を行う。（平成 26 年度創設）また、ひとり親家庭の児童に学習支援等を行う市町に対し、補助を行う。

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（予算額 202,723 千円）

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借り受け者に対し、償還計画の策定や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。（昭和 28 年度創設）

第 39 表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表（令和 7 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間（据置期間経過後）	利率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦母子・父子福祉団体等	1 回につき 3,580,000 円 1 回につき 5,370,000 円	—	貸付の日から 1 年	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日までの延滞元利金額につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント）
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦母子・父子福祉団体	1 回につき 1,790,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修学の期間中	修学終了後 6 か月	10 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。（81 万 6 千円が限度） （自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円）	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率	違約金
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1回につき460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	無利子	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント (令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント)
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のない児童・寡婦	1回につき110,000円 (自動車購入 1回につき340,000円)	—	貸付けの日から1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医 療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介 護 500,000円	—	医療又は介護期間終了後6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得)月 額 141,000円 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (423,000円が限度) (その他)月 額 114,000円 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (342,000円が限度) (生計中心者でない場合 月額76,000円)	知識・技能習得期間中の3年以上又は医療介護期間中の1年以上又は離職した日の翌日から1年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後6か月	20年以内(技能習得) 5年以内(医療介護)(失業中)	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて7年未満の者	月 額 114,000円 (貸付合計273万6千円以下) 必要に応じて一括して貸し付けることもできる。 (342,000円が限度) (生計中心者でない場合 月額76,000円) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月分を一括貸付(1,368,000円を限度)できる。	貸付けを受けて始めて概ね3か月以内	貸付け期間終了後6か月	8年以内	保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利率	違約金
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 1,500,000 円 (災害等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から6か月	6年以内 特別7年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	※納期限は五・〇パーセント、延滞元金につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日まででは一〇・七五パーセント）
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1回につき 260,000 円	—	貸付けの日から6か月	3年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 自宅 自宅外 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 420,000 円 430,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 専修大学(一般課程) 150,000 円 160,000 円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後6か月を終了するまで	10年以内 (専修学校(一般課程)以外の就学) 5年以内 (専修学校(一般課程))(修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 330,000 円	—	貸付けの日から6か月	5年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(イ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付(予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。(昭和 53 年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 40 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類	貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般 経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別 特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金	母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 特に必要と認められる場合は、6 か月以内
結婚資金	母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 580,352 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

第 41 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2（広島市は 40/100）、市町 1/2（広島市は 60/100）〕

(エ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 42 表 母子生活支援施設の利用の状況

（単位 所、世帯）

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、福山市及び県外	計
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	20	27	47
	広島市所管	0	4	4	2	48	50
	呉 市 所 管	0	1	1	2	7	9
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	24	82	106
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	16	30	46
	広島市所管	0	4	4	1	41	42
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	18	77	95
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	17	27	44
	広島市所管	0	4	4	1	50	51
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	19	83	102

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

(オ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 31,320 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 43 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 5 年度	41	0	18	0	59
令和 4 年度	63	15	25	0	103
令和 3 年度	133	28	32	1	194

(4) 障害のある子供等への支援

ア 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 35,217 千円）【再掲】

(ア) 医療型短期入所施設補助事業（予算額 2,353 千円（再掲））

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

令和 7 年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。（令和元年度創設）

(イ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 250 千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成 30 年度創設）

(ウ) 医療的ケア児支援センター運営事業（予算額 32,614 千円）

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。（令和 5 年度創設）

また、医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和 2 年度創設）

令和 7 年度に医療的ケア児（者）及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査を行う。

イ 発達障害児支援の充実（予算額 74,351 千円）【再掲】

(ア) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 35,001 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

○ 実 施 主 体 県

○ 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）

○ 事 業 概 要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 44 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 6 年度）

事業内容		実績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	220 人	延支援件数	929 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	7 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	3 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	181 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	60 人	延支援件数	350 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	11 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	0 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	9 回			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	8 件			
	地域住民向け講演会の開催等	51 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	26 回	延参加人数	786 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		35 回		1,136 人
	（再掲）教育関係者との合同研修会		3 回		89 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数		0 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			13 回	
	他の協議会への参加状況			2 回	
職員の研修派遣状況		参加回数		19 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		0 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

（イ）発達障害地域支援体制推進事業（予算額 39,350 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

a 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

b 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- 発達障害支援基礎研修
- 発達障害支援スキルアップ研修
- 発達障害教育支援スキルアップ研修
- 医師対象研修

c 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ペアレントメンター養成研修
- ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ペアレント・トレーニング実施者養成研修
- 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

- 県民向け発達障害啓発事業

d 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。

(平成 30 年度創設)

e 発達障害診療円滑化支援事業

(a) 圏域に拠点医療機関が不在の地域における取組

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い、医療機関へつなぐことで、診療の円滑化を図る。(令和元年度創設)

(b) 地域ネットワーク構築事業の取組

発達障害児・者とその家族が、身近な地域・市町で個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう、専門性の高いアセスメントの実施及び実施結果の医療機関への適切な引継ぎ、学校や相談・支援に関わる機関への指導・助言、関係機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築等をモデル的に実施する。(平成 30 年度創設)

4 女性支援対策

〔現況及び施策の方向〕

昭和31年5月に制定された売春防止法第34条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所として設置されるとともに、平成13年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年10月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。本県では、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和3年3月に策定し、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指している。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されたことによって、支援対象者は「困難な状況にある女性」となり、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員と改称された。本県では、これを踏まえた上で、「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開している。

〔「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R7)
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	DVと児童虐待が同時に起きている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	100%
(2) 若年層からの教育・啓発の充実	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	75%以上
(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	0% (R5)
(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	100%

〔「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R7)
(1) 早期に相談しやすい環境の整備	女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数	5,000人
(2) 一時保護機能の見直し	通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数	3施設
(3) 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数	9市町

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 34,828千円）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、4か所の県こども家庭センター（支所を含む）に女性相談支援員（旧：婦人相談員）計8人を配

置し、必要な相談及び指導を行うとともに、女性相談支援センターの機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。(昭和 31 年度創設)

第 1 表 こども家庭センター及び市女性相談支援員（旧：婦人相談員）の相談受付状況

(単位 件)

区 分	県こども家庭センター		市女性相談支援員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和 6 年度	3,074	631	4,441	2,181	7,515	2,812
令和 5 年度	2,945	690	4,233	2,357	7,178	3,047
令和 4 年度	2,774	637	4,384	2,542	7,158	3,179

(注) 市女性相談支援員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、熊野町に配置されている市女性相談支援員（計 18 人）が扱った件数合計 [一部 1/2 の国庫補助あり]

2 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）への保護委託（予算額 78,507 千円）

施設入所による保護及び自立支援等が必要な者について、女性自立支援施設への委託により、必要な支援を行う。(昭和 32 年度創設)

第 2 表 女性自立支援施設への保護委託状況

(単位 人)

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児
令和 6 年度	14	1	1,572	14	6	1
令和 5 年度	9	2	1,616	299	7	0
令和 4 年度	6	2	900	527	5	2

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国 1/2、県 1/2]

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 31,158 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての県こども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。(平成 13 年度創設)

第 3 表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発 生 後 の 支 援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

[一部 1/2 の国庫補助あり]

5 適正な医療の確保

〔現況及び施策の方向〕

県内の医療施設及び衛生検査所（医療施設等以外で衛生検査を業として行う場所）の状況は、第1表のとおりであるが、これらの施設において適正な医療や良質な検査の実施を確保するため、医療法に基づく立入検査を実施している。

また、県民に対し、医療機関の機能等に関する情報提供や医療に関する相談事業を実施している。

第1表 医療施設及び衛生検査所の状況

(単位 施設、床)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	病 院	231	231	229
	一 般 診 療 所	2,551	2,528	2,541
	うち有床診療所	169	157	151
	歯 科 診 療 所	1,514	1,478	1,476
	衛 生 検 査 所	28	28	28
病床数	病 院	36,907	36,715	36,537
	一 般 診 療 所	2,497	2,344	2,174
	歯 科 診 療 所	0	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

〔事業の内容〕

1 医療施設への立入検査

医療施設における適正な医療の確保を図るため、保健所の所長（医師）、保健師、薬剤師、放射線技師、栄養士等でチームを編成し、医療施設への立入検査を実施する。

第2表 医療施設立入検査実施状況

(単位 施設、件)

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数
令和6年度	229	246	2,541	160	1,476	50
令和5年度	231	243	2,570	164	1,492	42
令和4年度	231	256 (78)	2,489	126 (26)	1,514	41 (11)

(注) 1 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

2 カッコ内の数は、延件数のうち国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数。

2 衛生検査所への立入検査

衛生検査所における良質の検査を確保し、医療の向上に資するため、保健所の職員等による衛生検査所への立入検査を実施する。

第3表 衛生検査所立入検査実施状況

(単位 施設)

区 分	施設数	立 入 検 査 実 施 施 設 数	
			うち同行検査
令和6年度	28	18	8
令和5年度	28	18	5
令和4年度	28	28	8

(注) 1 「同行検査」とは、衛生検査所精度管理専門委員が同行して行った検査をいう。

2 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

3 医療機能情報提供事業（予算額 601 千円）

患者・家族等が医療に関する情報を入手し、適切な医療を選択できるよう支援するため、法に基づいて医療機関から報告された医療機能情報を集約し、インターネットでわかりやすく公表する。（平成 19 年度創設）

4 広島県医療安全支援センターの運営（予算額 4,157 千円）

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的として、患者・家族等からの相談に専門の相談員が応じるとともに、医療安全推進方策の検討等を行う「広島県医療安全支援センター」を運営する。（平成 15 年度創設）

第 4 表 広島県医療安全支援センター相談窓口対応状況

（単位 件）

大項目	小項目	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
1 医療行為・医療内容に関すること	(1) 治療、看護の内容や技術	59	12.3%	87	17.6%	74	14.7%
	(2) 特に医療過誤を疑っているもの	65	13.5%	62	12.6%	25	5.0%
	(3) 転院、退院	26	5.4%	20	4.0%	18	3.6%
	(4) 医療関連法規等に関すること	20	4.2%	19	3.8%	10	2.0%
	(5) その他医療行為・医療内容	21	4.4%	6	1.2%	39	7.7%
2 コミュニケーションに関すること	(1) 説明等に関すること	54	11.2%	29	5.9%	27	5.4%
	(2) 基本的マナーに関すること	26	5.4%	25	5.1%	36	7.1%
	(3) その他コミュニケーションに関すること	11	2.3%	4	0.8%	20	4.0%
3 医療機関の施設・設備・衛生環境	(1) 衛生環境	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%
	(2) その他医療機関の施設に関すること	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
4 医療情報の取扱い	(1) カルテ開示	6	1.2%	4	0.8%	2	0.4%
	(2) セカンドオピニオン	5	1.0%	1	0.2%	7	1.4%
	(3) 広告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(4) 個人情報・プライバシー	1	0.2%	5	1.0%	2	0.4%
	(5) 診断書等の文書	14	2.9%	9	1.8%	5	1.0%
	(6) その他医療情報の取扱いに関すること	1	0.2%	3	0.6%	6	1.2%
5 医療機関の紹介、案内		10	2.1%	10	2.2%	10	2.0%
6 医療費（診療報酬等）、自費診療	(1) 診療報酬等	19	4.0%	36	7.3%	22	4.4%
	(2) 自費診療に関すること	3	0.6%	2	0.4%	1	0.2%
	(3) その他医療費に関すること	4	0.8%	9	1.8%	12	2.4%
7 医療知識等	(1) 健康や病気に関すること	36	7.5%	53	10.7%	68	13.5%
	(2) 薬（品）に関すること	15	3.1%	11	2.2%	13	2.6%
	(3) 制度について尋ねるもの	14	2.9%	12	2.4%	11	2.2%
	(4) その他医療知識を問うもの	2	0.4%	7	1.4%	7	1.4%
8 主訴不明、気持ちの受止め	(1) 主訴不明	4	0.8%	3	0.6%	7	1.4%
	(2) 気持ちの受止め	45	9.4%	48	9.7%	47	9.3%
	(3) その他	19	4.0%	27	5.5%	34	6.7%
計		481	100.0%	494	100.0%	504	100.0%

5 広島県地域保健対策協議会活動の推進（予算額 10,000 千円）

本県の医療及び公衆衛生の向上を期して、地域保健に関する総合的な調査を行うため、県、広島市、広島大学及び（一社）広島県医師会の四者を基本的メンバーとしている広島県地域保健対策協議会の活動を積極的に推進する。（昭和 44 年度創設）

6 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営（予算額 8,034 千円）

医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成 26 年 10 月施行）に基づき、医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、運営する。（平成 27 年度創設）

6 がん対策

〔現況及び施策の方向〕

第4次「がん対策推進計画」（令和6～令和11年度）に掲げる3つの分野（がん予防・がん検診、がん医療及びがんとの共生）を柱とした総合的な対策を実施する。

〔事業の内容〕

1 がんの予防・がん検診

(1) 生活習慣の改善、感染症対策等によるがん予防（1次予防）

ア 受動喫煙対策の推進

がん対策推進条例に規定する受動喫煙防止対策を推進するとともに、「健康増進法の一部を改正する法律」の普及・啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じないように、対策の徹底を図る。

イ HPVワクチンの普及啓発

子宮頸がんの主な原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を防ぐHPVワクチンについて、知識の普及啓発を行う。

(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）

ア がん検診受診率向上対策事業（予算額 45,604 千円）

(ア) 職域がん検診推進事業（予算額 17,557 千円）

がん検診を実施していない協会けんぽ加入企業の事業主に対して、企業訪問を行い、検診の実施を促進するなど、職域におけるがん検診の受診勧奨を行う。（平成30年度創設）

(イ) 市町がん検診個別受診勧奨支援事業（予算額 28,047 千円）

職域の被扶養者への勧奨支援など、実際の受診行動につながる取組を推進する。（平成23年度創設）

第1表 がん検診の受診率

（単位：%）

年	区分	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
令和4年	広島県	50.4	47.7	44.0	42.5	42.6
	全 国	48.4	49.7	45.9	43.6	47.4
令和元年	広島県	47.5 (41.3)	45.9	41.0	43.6	43.9
	全 国	49.5 (42.4)	49.4	44.2	43.7	47.4

（注）1 対象年齢は40～69歳（胃がん50～69歳、子宮頸がんは20～69歳）

（注）2 胃（令和元年）・肺・大腸がんは過去1年以内・胃（令和4年）・子宮・乳がんは過去2年以内の受診状況

（注）3 胃がん検診の令和元年集計の下段は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正前の対象者（40～69歳、過去1年間の受診）で集計した場合の結果を参考に示している

【出典】国民生活基礎調査〔厚生労働省〕（3年に1度のサンプル調査）

イ がん検診精度管理推進事業（予算額 5,366 千円）

市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価・助言、研修等を実施するほか、比較的侵襲性の高い胃内視鏡検査について、県内の市町が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査の精度を一定に保つため、研修を実施する。（平成 23 年度創設）

第 2 表 県内市町が実施するがん検診の精度管理の状況（令和 4 年度）

（単位 %）

部位		胃	肺	大腸	子宮頸	乳
精密検査 受診率	広島県	89.4	76.9	68.2	73.0	90.2
	全 国	85.2	82.4	66.8	77.9	89.5
精密検査 未把握率	広島県	7.0	18.9	42.8	24.1	7.2
	全 国	9.3	11.9	56.5	15.9	7.6

【出典】厚生労働省「令和 5 年度地域保健・健康増進事業報告」

2 がん医療

(1) 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費（予算額 299,899 千円）

平成 27 年 10 月に運営を開始した、広島がん高精度放射線治療センターについて、指定管理者による管理運営を実施する。（平成 22 年度創設）

第 3 表 施設利用状況

（単位 人）

利用 状況	年度	目標値(事業計画)	新規患者数	対前年度増減
	令和 6 年度	709	518	▲131
	令和 5 年度	695	649	▲111
	令和 4 年度	704	760	134
	令和 3 年度	693	626	16
	令和 2 年度	693	610	▲76
	令和 元年度	643	686	109
	平成 30 年度	610	577	21
	平成 29 年度	602	556	27
	平成 28 年度	588	529	357
	平成 27 年度	259	172	—

（注）平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの利用状況

(2) がん医療連携強化事業（予算額 88,919 千円）

ア がん診療連携拠点病院機能強化事業（予算額 84,000 千円）

がんの専門的医療の実施、地域のかかりつけ医等に対する研修、がん医療に関する情報提供などを行うがん診療連携拠点病院の機能強化を図るため、相談支援、研修に要する経費等について支援する。（平成 18 年度創設）

第4表 がん診療連携拠点病院機能強化事業の補助状況

(単位 か所、千円)

年 度	施 設 数	補助額 (予算額)
令和7年度	9	84,000
令和6年度	9	84,000
令和5年度	9	84,000
令和4年度	9	84,000
令和3年度	9	92,000
令和2年度	11	96,000
令和元年度	12	96,000
平成30年度	13	100,000
平成29年度	13	100,000
平成28年度	13	100,000
平成27年度	13	100,000

〔負担割合：国 1/2、県 1/2〕

第5表 がん診療連携拠点病院の指定状況

(令和7年4月1日現在)

指定区分		圏域名	病 院 名	指定年月日
国 指 定	県がん診療連携拠点病院	広島	広島大学病院	平成18年8月24日
	地域がん診療連携拠点病院	広島	県立広島病院	平成18年8月24日
			広島市立広島市民病院	平成18年8月24日
			広島赤十字・原爆病院	平成18年8月24日
			広島市立北部医療センター安佐市民病院	平成22年4月1日
		広島西	厚生連広島総合病院	平成18年8月24日
		呉	呉医療センター	平成18年8月24日
		広島中央	東広島医療センター	平成18年8月24日
		尾三	厚生連尾道総合病院	令和2年7月1日
		福山・府中	福山市民病院	平成18年8月24日
			福山医療センター	令和2年3月27日
	地域がん診療病院	備北	市立三次中央病院	平成18年8月24日
県 指 定	がん診療連携拠点病院	呉	呉共済病院	平成22年11月16日

イ がん医療ネットワーク機能強化事業 (予算額 4,919 千円)

県民に最適ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心とした医療ネットワークの普及及び機能強化を図る。(平成23年度創設)

3 がんとの共生

(1) 緩和ケア推進事業（予算額 4,185 千円）

がんと診断された時からの緩和ケア、住み慣れた地域における緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。（平成 16 年度創設）

第 6 表 緩和ケア研修参加状況

年度	医療者派遣研修	看護師研修	薬剤師研修	介護・福祉関係者研修
令和 6 年度	3	54	24	493
令和 5 年度	6	74	20	447
令和 4 年度	3	54	21	685
令和 3 年度	3	64	31	1,117
令和 2 年度	—	92	48	—
令和 元 年度	6	134	44	1,136
平成 30 年度	6	146	42	1,334
平成 29 年度	3	352	44	122
平成 28 年度	3	305	50	146
平成 27 年度	3	301	37	131

（単位 人）

(2) がん患者・家族相談支援事業（予算額 14,002 千円）（平成 20 年度創設）

がん患者等と同じ立場で相談支援を行う人材としてがん経験者等をがんピアサポーターとして養成し、がん診療連携拠点病院等と連携した相談支援を実施していくとともに、「広島がんネット」や「がん患者さんにご家族のためのサポートブックひろしま」により、がんに関する様々な情報を提供する。

また、企業及び医療機関におけるがん治療と仕事の両立支援体制の構築に向けた検討や、がん患者等の妊孕性（妊娠できる能力）温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究促進事業を行う。

第 7 表 がんピアサポーター養成状況

（単位 人）

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
研修修了者数 （ ）内は 累計数	15 (15)	10 (25)	6 (31)	— (31)	8 (39)	— (39)	— (39)	7 (46)	— (46)	— (46)	7 (53)

第8表 がん患者の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療治療費助成状況

年度	妊孕性温存療法			温存後生殖補助医療
	女性	男性	合計	
令和6年度	13	10	23	11
令和5年度	11	19	30	13
令和4年度	10	15	25	8
令和3年度	19	6	25	
令和2年度	10	11	21	
令和元年度	12	6	18	
平成30年度	21	7	28	

(単位 人(実人数))

(注) 広島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業(令和3年度以降)
及び広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業(平成30～令和2年度)における実績
(温存後生殖補助医療の治療費助成は令和4年度から開始)

(3) Teamがん対策ひろしま推進事業(予算額 3,490千円)

がんの予防・検診、治療と仕事の両立支援、患者団体等の支援に取り組む「Teamがん対策ひろしま」登録企業の拡大を図るとともに、その取組を支援し、地域全体でのがん対策を推進する。(平成25年度創設)

第9表 Teamがん対策ひろしま登録状況

(単位 社)

年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
登録企業数	14	11	12	14	29	18	12	30	27	21	23
()内は累計数	(14)	(25)	(37)	(51)	(80)	(98)	(110)	(140)	(167)	(188)	(211)

(4) がん患者アピアランスケア推進事業(予算額 49,553千円)

がん患者の心理的負担を軽減し、社会参画を促進するとともに、療養生活の質の向上を図るため、外見の変化を補完するウィッグの購入費用を一部助成するとともに、がん診療連携拠点病院等における相談支援・情報提供を促進する。(令和4年度創設)

第10表 がん患者のウィッグ購入費助成状況

(単位 件、千円)

年 度	件 数	助成金額
令和6年度	1,114	46,134
令和5年度	1,182	50,507
令和4年度	945	41,298

7 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

（単位 人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県 分	14,086	13,457	12,580
広島市分	39,374	37,818	35,730
計	53,460	51,275	48,310

- （注） 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 153,206千円）

（1）原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 67,528千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。（昭和32年度創設）

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。（昭和54年度創設、平成13年度以降県実施）

（2）原爆被爆者健康診断（予算額 83,767千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。（昭和32年度創設、順次拡充）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (計画)
健康診断受診者証交付者数	県 分	48	34	34
一般健康診断受診者数	県 分	7,615	6,823	7,508
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	2,975	2,736	4,127
精密健康診断受診者数	県 分	355	315	351
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	22	19	32
交通手当支給件数	県 分	1,127	1,135	1,379

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,911 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成8年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 7,053,698 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 6,265,166 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から2キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は70歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和43年度創設）

第3表 法定諸手当支給状況

(単位 円、人)

区 分			医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料
							一般分	高額分		
諸 手 当 の 額	令和7年度		154,090	56,900	53,030	37,900	19,000	37,900	費用介護 重度 限度月額 109,770 中度 限度月額 73,170 家族介護 24,190	219,000
	令和6年度		150,020	55,400	51,630	36,900	18,500	36,900	費用介護 重度 限度月額 106,820 中度 限度月額 71,200 家族介護 23,550	215,000
	令和5年度		145,420	53,700	50,050	35,760	17,940	35,760	費用介護 重度 限度月額 105,800 中度 限度月額 70,520 家族介護 22,830	212,000
支 給 状 況 (県分)	令和6 年度	実人員	389	309	1	10,536	301	77	47	1,304
		延人員	5,037	3,843	22	131,917	3,705	996	895	—
	令和5 年度	実人員	418	313	2	11,155	328	91	71	1,327
		延人員	5,535	3,893	24	140,277	4,033	1,142	1,059	—
	令和4 年度	実人員	483	316	2	11,704	352	102	54	1,437
		延人員	6,173	3,984	24	144,597	4,366	1,286	1,005	—

(2) 県独自の援護事業（予算額 785,319 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第 4 表 県独自諸手当等支給状況

（単位 人）

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度
		支給延人員	広 島 県 分		手当等の額
			手当等の額	支給延人員	
被爆者特別検査促進手当		10	1 日 500 円	8	1 日 500 円
認定被爆者通院交通費		154	実費	123	実費
被爆身体障害者福祉手当		36	18,500 円	32	19,000 円
被爆者特別福祉手当		12	4,000 円	12	4,000 円
介護手当付加金		167	月額 44,360 円以内	103	月額 45,580 円以内
認定被爆者死亡弔慰金		86	10,000 円	77	10,000 円
被爆者訪問介護利用助成事業		8,056	同 右	7,282	介護保険給付の対象となる（介護予防）訪問介護サービス等に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者通所介護利用助成事業		23,429	同 右	22,291	介護保険給付の対象となる（介護予防）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業		5,472	同 右	5,179	介護保険給付の対象となる（介護予防）短期入所生活介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業		2,002	同 右	1,963	介護保険給付の対象となる（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業		285	同 右	205	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成事業		369	同 右	316	介護保険給付の対象となる複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
認知症対応型共同生活介護利用助成事業		2,534	同 右	2,449	介護保険給付の対象となる（介護予防）認知症対応型共同生活介護に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業		1,265	同 右	1,312	介護保険給付の対象となる（地域密着型）介護老人福祉施設の入所に要した費用の 1 割、2 割又は 3 割
		6,736	同 右	6,304	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額
被爆者療養 保養事業	神 田 山 荘	1,305	同 右	1,209	利用料 250 円助成
	指 定 施 設	25	同 右	6	休憩 1 人 1 回 250 円以内 宿泊 1 人 1 泊 500 円以内 （1 人年 1,500 円を限度）

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業（予算額 2,883 千円）

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。（平成3年度創設）

(4) その他（予算額 330 千円）

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和42年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和57年度創設）

3 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 435,444 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、（公財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和45年度創設）

第5表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和7年3月31日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	11（47）	20（79）	41（205）	61（284）	72（331）
県分定員（全体定員）	19（100）	20（100）	60（300）	80（400）	99（500）

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 22,333 千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和43年度創設）

第6表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令和6年度	16,000	質量分析装置一式等	0	—
令和5年度	14,996	呼吸器内視鏡システム一式等	0	—
令和4年度	16,000	心臓超音波診断装置一式	0	—

(2) 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（予算額 6,333 千円）

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和54年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 241,895 千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

(厚生労働省 令和7年3月現在)

国・地域等	所持者数(人)
韓国	1,551
アメリカ	489
ブラジル	66
その他	72
計	2,178

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給(予算額 33,751 千円)

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。(平成27年度創設)

イ 手帳交付事務(予算額 4,749 千円)

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地(地域)へ職員を派遣し、面接調査を行う。(平成14年度創設)

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業(予算額 4,121 千円)

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。(平成14年度創設)

イ 健康相談等事業(予算額 46,524 千円)

在外被爆者の居住する北米及び南米へ専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和7年度は、北米へ派遣する。(平成14年度創設)

ウ 現地健康診断事業(予算額 32,595 千円)

令和7年度に健康相談等事業を実施しない北米及び南米で健康診断を行う。(平成25年度創設)

エ 渡日治療支援事業(予算額 3,964 千円)

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。(平成14年度創設)

オ 保健医療助成事業(予算額 116,191 千円)

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。(平成16年度創設)

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 19,553 千円）

広島が有する被曝者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2、広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定、平成 29 年と、令和 3 年に協働センターの指定が更新され、国際医療研修、共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成事業
- (5) 共同研究事業
- (6) 福島支援事業

第 8 表 医師等受入研修・派遣状況

（単位 件、人）

区 分			件数	人数	内 容
令和 6 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	9	25	韓国 19 人 アメリカ 4 人 ブラジル 2 人
		協働事業受入 （※ 2）	1	17	アメリカ 1 人 インドネシア 10 人 シンガポール 1 人 タイ 1 人 フィリピン 1 人 ベトナム 1 人 韓国 2 人
		他団体受入 （※ 3）	3	27	メキシコ 2 人 ドイツ 18 人 ベルギー 2 人 タイ 5 人
		計	13	69	
	派遣		1	2	アメリカ 1 件 2 人（ロサンゼルス郡での現地被曝者医療研修）
令和 5 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	7	18	韓国 13 人 アメリカ 3 人 ブラジル 2 人
		協働事業受入 （※ 2）	2	15	イラン 2 人 インドネシア 6 人 サウジアラビア 1 人 シンガポール 2 人 モンゴル 4 人
		他団体受入 （※ 3）	1	2	スイス 2 人
		計	10	35	
	派遣		1	1	アメリカ 1 件 1 人（ハワイ州での現地被曝者医療研修）
令和 4 年度	受入研修	単独受入 （※ 1）	6	15	韓国 10 人 アメリカ 2 人 ブラジル 3 人
		協働事業受入 （※ 2）	2	21	韓国 3 人 モンゴル 7 人 タイ 2 人 ベトナム 3 人 マレーシア 2 人 パキスタン 2 人 フィリピン 2 人
		他団体受入 （※ 3）	1	2	スイス 2 人
		計	9	38	
	派遣		1	1	ブラジル 1 件 1 人（サンパウロ州での現地被曝者医療研修）

※ 1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※ 2 IAEA 等と協働で研修を実施し、IAEA 等の費用負担を伴うもの

※ 3 JICA 等の他団体が実施する研修において、HICARE が研修の一部を受け持つもの

8 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	合計
令和6年度	39	22	61	306	110	416	345	132	477
令和5年度	68	26	94	371	134	505	439	160	599
令和4年度	92	31	123	471	156	627	563	187	750

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健康管理手当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計
令和6年度	300	91	391	10	2	12	281	70	351	1	1	2
令和5年度	361	115	476	13	2	15	335	87	422	1	1	2
令和4年度	459	135	594	17	2	19	424	103	527	1	1	2

（注）各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 18,597 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
一 般 検 査	財 務 省	35	27	18
	厚 生 労 働 省	160	122	99
	計	195	149	117
精 密 検 査	財 務 省	1	0	0
	厚 生 労 働 省	1	3	3
	計	2	3	3

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 214,180 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

（単位 円）

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当			
令和 7 年度	実 費	113,650	40,560 ～ 37,900	37,900	19,000	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	109,770 73,170 24,190
令和 6 年度	実 費	110,660	39,490 ～ 36,900	36,900	18,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	106,820 71,200 23,550
令和 5 年度	実 費	107,260	38,280 ～ 35,760	35,760	17,940	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,800 70,520 22,830
令和 4 年度	実 費	104,660	37,350 ～ 34,900	34,900	17,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

（単位 人、千円）

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
令和 6 年度	延人数	2,464	173	153	4,681	24	0
	金 額	6,997	19,034	5,692	172,656	444	0
令和 5 年度	延人数	3,200	199	176	5,732	21	0
	金 額	8,793	21,973	6,375	205,046	431	0
令和 4 年度	延人数	4,128	263	213	7,002	24	0
	金 額	11,321	27,421	7,483	244,230	420	0

3 県独自の援護事業（予算額 1,300 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

（単位 件、円）

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	支 給 額
死 亡 弔 慰 金	92	920,000	90	900,000	64	640,000	10,000 円
通 院 交 通 費	183	179,090	167	141,450	114	75,810	認定額支給
介護手当附加金	0	0	0	0	0	0	限度月額 45,580 円
毒ガス従事者等療養保養事業	0	0	0	0	0	0	休憩 1 回 250 円、 宿泊 1 日 500 円以内、 年 1,500 円を限度
計	275	1,099,090	257	1,041,450	178	715,810	

9 感染症対策

〔現況及び施策の方向〕

1 感染症予防事業

エボラ出血熱、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の新興感染症及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症も世界的な脅威となっている。本県では、ノロウイルス等の感染性胃腸炎、季節性インフルエンザ、腸管出血性大腸菌、新型コロナウイルス感染症による集団感染が発生している。

重大な感染症の疑いがある場合に、的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保するため、平成 25 年 4 月に「感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）」を開設した。

感染症の集団発生時には、平成 31 年 3 月に改正した広島県感染症危機管理マニュアルに基づき、患者に対する医療の提供及びまん延防止対策を講じる。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和元（2019）年 12 月以降、世界的に感染が拡大し、本県でも令和 2 年 3 月 7 日に初めての感染者が確認された。その後、繰り返される感染拡大の波に対応するため、PCR 検査の推進や医療機関への患者搬送・入院の調整、ワクチン接種の準備等に取り組んできた。令和 3 年 1 月には、さらなる感染拡大に備えて、感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）を包含した「新型コロナウイルス感染症対策担当」（令和 6 年 4 月に健康危機管理課へ統合）を新設し、複数部署で分担していた業務を一元化するなど体制強化を図っている。

さらに、令和 4 年 12 月に改正感染症法が公布され、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症へ移行されたこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえ、次なる新興感染症の発生・まん延に備えるため、広島県感染症予防計画（第 5 版）を策定するとともに、令和 6 年 7 月に改訂された新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえて、広島県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、総合的な感染症対策を実施することとしている。

2 結核予防事業

本県では、結核の新登録患者数が着実に減少しており、令和 4 年の罹患率（人口 10 万対）は 7.1 であった。平成 29 年 3 月に改定した「結核予防推進プラン」に基づき、高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療によるまん延防止や、患者の生活環境に応じた医療・支援（DOTS（直接服薬確認療法）等）、外国人に対する結核の啓発・支援体制の整備、高齢者関係施設等に対する啓発活動等、重点的かつきめ細やかな結核対策を推進する。

3 エイズ予防事業

本県における新規感染者等の数は減少傾向にあるが、近年、エイズを発症して初めて HIV 感染が判明する者の割合が高くなっている。引き続き、早期治療・感染拡大防止に結びつけるため、早期発見の啓発活動への取組や検査体制を強化する。また、抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあり、エイズ患者の長期療養に対する支援等、効果的なエイズ対策を推進する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

本県における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、検査体制の強化や医療提供体制の確保、社会福祉施設等への支援など、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

〔事業の内容〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症・疾病管理センター事業（予算額 11,021 千円）

平成 25 年 4 月 1 日に設置した広島県感染症・疾病管理センターの各種事業及び運営を行う。（平成 25 年度創設）

(2) 感染症予防対策事業（予算額 173,305 千円）

ア 感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症に対する正しい知識の普及啓発、感染症診査協議会の設置及び感染症の患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（平成 11 年度創設）

イ 感染症発生動向調査事業

コンピューターオンラインを活用して、医療機関・保健所・県による発生動向調査及び病原体検査を実施し、結核発生状況の把握、感染症発生状況の把握、解析と流行予測を行い、効果的な予防対策を推進する。（昭和 61 年度創設）

ウ 防疫体制整備事業

保健所等の防疫にかかる活動体制、検査体制、研修体制の機能強化を図る。（平成 9 年度創設）

エ 協定締結医療機関施設・設備整備事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るため、病室等の感染対策に係る整備等（施設・設備整備）への支援を行う。（令和 6 年度創設）

オ 広島県感染症対策連携協議会運営

感染症法第 10 条の 2 に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために設置が義務付けられている「都道府県連携協議会」として、感染症予防計画に基づく施策立案や施策の進行管理等を行う。（令和 5 年度創設）

カ 感染症医療人材の派遣

新興感染症等の発生時に医療機関や社会福祉施設等において発生する集団感染（クラスター）の拡大防止を早期に図るとともに、感染症診療を継続するため、感染症に対応できる医療人材を施設に派遣する。（令和 6 年度創設〔令和 2～5 年度は新型コロナウイルス感染症対策として実施〕）

(3) 新興感染症対策事業（予算額 47,569 千円）

新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制するとともに、重症患者への適切な医療を確保し、健康被害を最小限にとどめること等を目的に、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図るための諸施策を実施する。（平成 18 年度創設）

新興感染症の発生・まん延時において、県民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療提供体制の整備を図る。（令和 6 年度創設）

(4) 予防接種の推進（予算額 51,624 千円）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいた適切な予防接種の普及啓発を図るとともに、市町村を超えた広域予防接種を推進する。また、予防接種要注意者に対する定期の予防接種や地域のかかりつけ医からの医療相談等を実施する「広島県予防接種相談支援センター」の運営や予防接種法に基づく健康被害について救済給付を行う。（平成 18 年度創設）

また、新型コロナウイルスワクチンの接種後の副反応に係る県民からの相談に対応するコールセンターを委託する。（令和 3 年 3 月創設）

(5) ハンセン病対策（予算額 1,171 千円）

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、専門医による在宅回復者の検診、療養所入所者に対する訪問、里帰り・社会復帰支援、郷土製品の送付を実施する。（昭和 38 年度創設）

第 1 表 一類～三類感染症患者発生状況

（単位 人）

		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
		広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0	0
二類 ※1	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	0
	ジフテリア	0	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	中東呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H7N9）	0	0	0	0	0	0
三類	コレラ	0	1	0	2	0	2
	細菌性赤痢	0	16	0	47	0	74
	腸管出血性大腸菌感染症	71	3,370	51	3,826	81	3,748
	腸チフス	1	16	0	39	0	42
	パラチフス	0	10	0	9	0	7

- （注） 1 広島市、呉市、福山市を含む。
 2 令和 6 年は、速報値である。（無症状病原体保有者を含む。）
 3 ※1：結核を除く。

2 結核予防対策

(1) 予防活動（予算額 15,393 千円）

患者接触者に対する健康診断を実施することにより患者の早期発見に努めるとともに、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（昭和 26 年度創設）

第 2 表 結核患者等の登録状況

（単位 人）

区 分		活 動 性 肺 結 核			活 動 性 肺外結核	不活動性 そ の 他	計
		登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	登 録 時 菌 陰 性 ・ そ の 他			
新登録患者	令和6年度	63	52	18	65	—	198
	令和5年度	66	50	26	72	—	214
	令和4年度	77	42	17	29	—	165
登 録 患 者	令和6年度	28	17	5	25	105	180
	令和5年度	45	32	22	42	222	363
	令和4年度	50	26	14	36	191	317

- （注） 1 広島市、呉市、福山市を含む。
 2 登録患者は、各年末現在の数である。
 3 令和 6 年は、速報値である。

第 3 表 健康診断、管理検診実施状況

（単位 人、％）

区 分		対象人員	実施人員	受 診 率
令和6年度	接 触 者 健 診	292	288	98.6
	集 団 健 診	0	0	0
	管 理 検 診	333	281	84.4
令和5年度	接 触 者 健 診	338	313	92.6
	集 団 健 診	0	0	0
	管 理 検 診	275	258	93.8
令和4年度	接 触 者 健 診	339	336	99.1
	集 団 健 診	0	0	0
	管 理 検 診	256	232	90.6

- （注） 1 広島市、呉市、福山市を除く。
 2 令和 6 年度は、速報値である。

(2) 結核患者医療費の給付（予算額 13,774 千円）

結核患者に対して医療費公費負担を行い、適正医療の確保を図る。（昭和 26 年度創設）

第 4 表 結核医療費公費負担実施状況

（単位 人、千円）

区 分		対 象 人 員	公費負担額
令和6年度	一般患者（37条の2）	1,330	1,958,047
	入 院 患 者（37条）	88	7,405,545
	計	1,418	9,363,592
令和5年度	一般患者（37条の2）	1,310	1,611
	入 院 患 者（37条）	86	10,145
	計	1,396	14,281
令和4年度	一般患者（37条の2）	1,193	1,904
	入 院 患 者（37条）	63	4,304
	計	1,256	6,208

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 結核対策特別促進等事業（予算額 13,895 千円）

結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法（DOTS）の推進など地域の実情に配慮したきめ細かな結核対策特別促進事業（昭和 61 年度創設）を実施するとともに、事業者等が実施した健康診断の費用を補助する等、結核予防対策を推進する。（昭和 49 年度創設）

3 エイズ予防対策

(1) 推進体制等の整備（予算額 670 千円）

行政機関の連携を強化するとともに、経済界、マスコミ等広く関係団体の協力を得て、県民総ぐるみとなったエイズ対策を推進する。

また、予防の徹底と患者・感染者に対する差別や偏見を生まない状況を醸成するため、各種普及啓発資料を活用するとともに、講演会や研修会を通じて正しい知識の普及を図る。（昭和 62 年度創設）

(2) 相談体制の充実（予算額 498 千円）

患者・感染者をはじめ広く県民を対象として、各保健所において、カウンセリングによる相談支援体制を確立している。（平成 4 年度創設）

また、保健所職員に対する研修会等を実施する。

○ 広島県エイズホットライン

日 時：毎週日曜日（ただし、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9:00～16:00

電話番号：(082)227-2355

(3) 検査体制の充実（予算額 4,030 千円）

保健所の他、夜間・休日等、受検者にとって利便性の高い検査窓口を開設し、検査体制の充実を図る。（平成 5 年度創設）

○ HIV 抗体検査（無料）

日 時：平日（実施機関で異なるため事前に問い合わせが必要。）

場 所：各保健所（支所）、保健センター

○ 広島県エイズ日曜検査（無料）

日 時：毎月第 3 日曜日、ただし、6・12 月は第 1・3 日曜日（要予約）13:00～16:00

場 所：県立広島病院内（広島市南区宇品神田一丁目 5-54）

予約電話：(082)227-2355

受付時間：毎週日曜日（ただし、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9:00～16:00

○ クリニック検査（要検査料）

ア すみいクリニック

場 所：広島市佐伯区五日市駅前 3-4-21

電話番号：(082)921-8068

予約受付時間：9:00～12:00

（ただし、日曜日・祝日を除く。）

イ 藏本内科

場 所：広島市中区大手町三丁目 3-13-6

電話番号：(082)504-7311

予約受付時間：9:00～12:45（ただし、土曜日は～11:45）、15:00～18:45
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

ウ 医療法人おかざき泌尿器科

場 所：東広島市西条栄町 10-30

電話番号：(082) 431-3876

予約受付時間：9:00～12:00（ただし、木曜日は 10:00～）、15:00～18:00（ただし、金曜日は～19:00、土曜日は 13:00～14:00）
（ただし、木曜日の午後、月曜日・日曜日・祝日を除く。）

エ みやの耳鼻咽喉科

場 所：尾道市高須町 5737

電話番号：(0848)47-3387

予約受付時間：9:00～12:30（ただし、土曜日は～12:00）、14:30～18:00
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

オ いそだ病院

場 所：福山市松浜町 1-13-38

電話番号：(084)922-3346

予約受付時間：9:00～12:00、15:00～18:00
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

カ セントラル病院

場 所：福山市住吉町 1-26

電話番号：(084)924-4141

予約受付時間：9:00～12:00、14:00～17:30
（ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

○ 広島市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第 1・3・5 月曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）18:00～19:40

場 所：広島市中保健センター（広島市中区大手町四丁目 1-1）

電話番号：(082)504-2528 ※Web で予約可能

受付時間：月～金曜日（ただし、休日、祝日を除く。）8:30～17:15

○ 福山市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第3木曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）17:40～20:30

場 所：福山すこやかセンター（福山市三吉町南二丁目 11-22）

電話番号：(084)928-1127 ※LINE で予約可能

受付時間：実施月の最初の開所日より予約を受け付け 8:30～17:15

（ただし、実施日が1～3日の場合は、前月の最初の開所日より受け付け）

(4) 医療体制の充実（予算額 89,908 千円）

医療機関との連携を強化し、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができる体制を確立する。（昭和 62 年度創設）

抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあることから、エイズ患者の長期療養支援及び緩和ケアなどを取り入れた、エイズ治療中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及びエイズ受療協力医療機関による連絡協議会及び医師研修会を開催する。また、中国・四国ブロック拠点病院による研修事業、調査研究事業等により中国・四国ブロックのエイズ医療水準の向上・均てん化を図る。

第 5 表 エイズ患者・HIV 感染者数

（単位 人）

区 分		患 者	感 染 者	計
広島県	令和 6 年	4	6	10
	令和 5 年	5	9	14
	令和 4 年	7	8	15
	累 計	163	284	447
全国累計（令和 5 年）		11,182	25,198	36,380

（注）1 血液凝固因子製剤によるものを除く。

（注）2 令和 6 年は速報値。

3 広島県累計は昭和 60 年から令和 6 年までの合計値。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策

感染症予防対策事業（予算額 1,382 千円）

医療機関における PCR 検査自己負担分の補助を実施する。（令和 2 年度創設）

(2) 医療提供体制の確保

医療提供体制確保事業（予算額 200,872 千円）

入院医療費の自己負担分について公費で補助する。（令和 2 年度創設）

10 精神保健福祉対策

〔現況及び施策の方向〕

令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、令和6年3月に策定した「広島県依存症対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策を一体的な依存症対策として推進している。

また、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第1表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 千人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用 物質使用 による精 神及び行 動の障害	統合失調 症、統合 失調症型 障害及び 妄想性障 害	気分〔感 情〕障害 (躁うつ病 を含む。)	神経症性 障害、ス トレス関 連障害及 び身体表 現性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハ イマー病	てんかん	合 計
11	-	16	33	30	25	20	8	143

(注) 令和5年の厚生労働省患者調査による。

第2表 精神病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床、人、%)

区 分	精神病床を有する病院				その他の病院 ・ 診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
令和6年度	26	5,750	4,816	83.8	82
令和5年度	26	5,750	4,822	83.9	80
令和4年度	28	5,850	4,950	84.8	81

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

(注) 3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神病床を有しない機関。

第3表の1 精神科病院入院患者の状況(疾患別)

(単位 人)

区 分	症状性を含 む器質性 精神障害	精神作用 物質によ る精神及 び行動の 障害	統合失調 症、統合 失調症型 障害及び 妄想性障 害	気分(感 情)障害	神経症性 障害、ス トレス関 連障害及 び身体表 現性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合 計
令和6年度	1,650	367	1,980	393	55	37	334	4,816
令和5年度	1,556	368	2,110	397	53	41	297	4,822
令和4年度	1,574	372	2,198	401	62	42	301	4,950

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 6月30日現在の数である。

第3表の2 精神科病院入院患者の状況(入院形態別)

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	そ の 他	合 計
令和6年度	34	2,281	2,465	36	4,816
令和5年度	46	2,355	2,392	29	4,822
令和4年度	46	2,382	2,483	39	4,950

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 206,653 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。

（昭和 25 年度創設）

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

（単位 件、人）

区 分	診 察 件 数	入院者数
令和 6 年度	112	97
令和 5 年度	121	112
令和 4 年度	144	121

（注）1 広島市を除く。（広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。）

（注）2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 29,884 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。また、「精神保健福祉法」に基づき、精神科病院の業務従事者による虐待を受けた患者に係る通報窓口を設置し、精神科病院における虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（昭和 63 年度創設）

第 5 表 精神医療審査会審査実績

（単位 件）

区 分	医 療 保 護 入 院			措 置 入 院		退 院 請 求	処 遇 改 善 請 求
	入 院 届	定 期 報 告	更新届	決定報告	定期報告		
令和 6 年度	2,230	181	1,676	91	64	11	1
令和 5 年度	2,340	1,660	—	—	76	13	5
令和 4 年度	2,200	1,628	—	—	90	32	11

（注）広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 33,076 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。（平成 8 年度創設）

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

（単位 人）

区 分	相 談	医療機関等紹介	医 療 相 談	救 急 連 絡	合 計
令和 6 年度	1,309	250	13	60	1,632
令和 5 年度	1,840	259	7	97	2,203
令和 4 年度	1,479	37	0	49	1,565

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

（単位 件、人）

区 分	相談のみ	診 療	診療のうち入院	合 計	うち搬送件数
令和 6 年度	2,732	763	322	3,495	395
令和 5 年度	3,422	737	296	4,159	244
令和 4 年度	2,576	640	288	3,216	214

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入院件数（人）
令和 6 年度	128
令和 5 年度	128
令和 4 年度	121

（注）広島市を含む。

2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

(1) 精神保健福祉相談支援事業（予算額 2,112 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病、ひきこもり等に関する相談、家庭訪問等の支援を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
令和5年度	187	71	3,654
令和4年度	180	50	2,450
令和3年度	128	61	2,601
令和2年度	198	68	3,319

(注) 1 相談、訪問指導は実人員である。

(注) 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。

(2) こころの電話相談事業（予算額 1,750 千円）

特定非営利活動法人F O O T & W O R Kに委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

- ・電話番号 (080)8230-6037
- ・相談時間 水・土曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)

9:00～12:00/13:00～16:30

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
令和6年度	1,206	24	3	1,233
令和5年度	1,015	17	5	1,037
令和4年度	1,405	83	3	1,491

(3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 11,347 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
令和6年度	1,943	807	1,987	1,011	5,748
令和5年度	1,747	1,025	2,169	753	5,694
令和4年度	2,088	1,102	2,174	551	5,915
令和3年度	2,344	715	2,344	1,079	6,482

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 80,023 千円）

令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン(第3次広島県自殺対策推進計画)」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。(平成19年度創設)

第10表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
令和5年	429	16.0
令和4年	469	17.3
令和3年	480	17.6

(注) 自殺死亡率は人口10万対

【出典】 厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 10,110 千円）

県立総合リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。（平成18年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 42,848 千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成22年度創設）

(7) 依存症対策推進事業（予算額 4,470 千円）

依存症（アルコール健康障害、ギャンブル等）の発生、進行及び再発・回復の各段階に応じた対策を適切に実施するため、人材育成や相談拠点機関の充実、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、依存症及び関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成29年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 46,213 千円）

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを推進する。（平成30年度創設）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

(1) 地域精神保健福祉対策事業（予算額 20,830 千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成7年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成15年度創設）

第 11 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 6 年度	742	12,644	8,757	22,143
令和 5 年度	790	12,492	7,826	21,108
令和 4 年度	857	12,360	7,138	20,355

(注) 広島市を除く。

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 6 年度	43	880	1388	2,311
令和 5 年度	63	855	1,228	2,146
令和 4 年度	59	991	1,094	2,144

(注) 広島市を除く。

4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動（予算額 45,235 千円）

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業（予算額 29,612 千円）

対象を特化した 2 コースの精神科デイケア（青年期、リカバリー）と併せて、通所者家族への心理教育として家族教室を行っている。

また、令和 2 年度より少人数グループでの活動や学習を行うデイケア等導入試行プログラム（プティパ）を実施している。

ア 青年期コース

（定員 35 人、週 3 日：月・木・金曜日 ※不定期で火・水曜日に短期セミナー実施）

精神疾患、ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難があり、精神科通院治療を受けている概ね 15 歳から 30 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行う。

イ リカバリーコース

（定員 15 人、週 3 日：月・木・金曜日 ※不定期で火・水曜日に短期セミナー実施）

うつ状態や社会不安症等（統合失調症は除く。）で精神科通院治療を受けている概ね 25 歳から 55 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、復職準備、再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行う。

ウ デイケア等導入試行プログラム（プティパ）（月２日：第１・３水曜日）

対人関係上の不安や難しさ（社会不安障害やコミュニケーション困難）を感じており、主治医と当センター医師が集団活動を有効と判断した人を対象に、小人数で同じ時間を過ごしつつ、ゆっくりと自己表現など様々な活動の体験を重ね自己肯定感を育み、デイケア等へのスムーズな移行を目指す。

第 13 表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

（単位 回、人）

区 分		令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
事 業 名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	484	—	4,436	486	248	5,000	486	227	5,054
	面接相談	242	274	2,331	243	248	2,270	243	227	2,040
	電話相談	242	—	2,105	243	—	2,730	243	—	3,014
集団	総 数	139	117	420	134	112	455	126	95	419
	思春期精神保健事業	13	25	112	9	23	123	9	27	109
	地域依存症対策事業	112	67	264	109	64	291	99	45	280
	自殺対策事業	5	14	23	5	12	18	6	9	16
	デイケア事業	9	11	21	11	13	23	12	14	14

第 14 表 総合精神保健福祉センター活動状況

（単位 回、人）

区 分		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
センター 部 門	技術指導・技術援助	156	1,249	74	1,056	81	1130
	教 育 研 修	34	881	48	1,572	51	1899
	広 報 普 及	0	0	4	87	6	31
	調 査 研 究	2	31	1	75	2	126
	相 談 指 導	17	53	22	109	17	85
	組 織 育 成	11	159	5	33	2	13
	各 種 委 員 会 等	43	968	36	852	39	1502
リハビリ 部 門	デ イ ケ ア	144	1,456	136	914	142	711
	家 族 教 室	9	21	11	23	12	14
	デイケア導入プログラム	10	11	17	21	22	27

1 1 難病対策

〔現況及び施策の方向〕

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病は、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となっている。

また、単に経済的な問題のみならず、介護など家族の負担も重く、患者及び家族は精神的にも不安が大きい。

このため、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、疾病等に関する知識の普及啓発及び相談機能の充実を図りながら、患者・家族の不安解消を図り、在宅ケアを推進する。

〔事業の内容〕

1 医療費の給付（予算額 3,104,837 千円）

(1) 小児慢性特定疾病医療支援事業（予算額 326,718 千円）

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる疾病（小児慢性特定疾病）にり患した者に対し、医療費を公費負担することにより患者・家族の負担軽減を図る。（昭和 49 年度創設）

なお、対象となる疾患は、平成 27 年 1 月から 14 疾患群・704 疾病に、平成 29 年 4 月から 14 疾患群・722 疾病に、平成 30 年 4 月から 16 疾患群・756 疾病に、令和元年 7 月から 16 疾患群・762 疾病に、令和 3 年 11 月からは 16 疾患群・788 疾病、令和 7 年 4 月からは 16 疾患群・801 疾患に拡充された。

第 1 表 小児慢性特定疾病医療支援事業承認数

（単位 件）

対象疾患群	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
悪性新生物	138 (303)	137 (301)	129 (295)
慢性腎疾患	49 (103)	49 (96)	45 (99)
慢性呼吸器疾患	28 (63)	27 (68)	30 (60)
慢性心疾患	214 (449)	213 (443)	210 (438)
内分泌疾患	253 (704)	229 (630)	212 (675)
膠原病	26 (76)	31 (80)	30 (75)
糖尿病	61 (135)	60 (138)	61 (153)
先天性代謝異常	25 (48)	26 (49)	27 (51)
血液疾患	37 (52)	30 (49)	25 (50)
免疫疾患	8 (20)	8 (24)	8 (24)
神経・筋疾患	101 (230)	106 (226)	108 (220)
慢性消化器疾患	61 (150)	65 (157)	69 (169)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	25 (57)	24 (61)	32 (60)
皮膚疾患	7 (23)	6 (26)	7 (29)
骨系統疾患	21 (33)	25 (36)	24 (34)
脈管系疾患	3 (12)	3 (14)	2 (15)
計	1,057 (2,458)	1,039 (2,398)	1,019 (2,447)

（注）表中の（ ）内は、広島市、福山市及び呉市承認分で外数である。

(2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業（予算額 2,736,658 千円）

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、医療費も高額である特定疾患にり患した者に対し、特定疾患治療研究事業として指定された 56 疾病について、医療費の公費負担を行い負担の軽減を図る。（昭和 47 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、対象となる疾病は、56 疾病から 110 疾病に拡充され、さらに、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 30 年 4 月から 331 疾病、令和元年 7 月から 333 疾病、令和 3 年 11 月から 338 疾病、令和 6 年 4 月から 341 疾病、令和 7 年 4 月から 348 疾患が対象となった。

第2表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数

(単位 件)

告示コード	対 象 疾 病	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(001)	球脊髄性筋萎縮症	16 (14)	12 (14)	14 (16)
(002)	筋萎縮性側索硬化症	151 (91)	152 (93)	158 (101)
(003)	脊髄性筋萎縮症	16 (12)	14 (11)	16 (11)
(004)	原発性側索硬化症	0 (2)	0 (2)	1 (2)
(005)	進行性核上性麻痺	164 (67)	165 (76)	173 (84)
(006)	パーキンソン病	2,084 (1,362)	2,085 (1,372)	2,029 (1,373)
(007)	大脳皮質基底核変性症	60 (33)	64 (39)	71 (37)
(008)	ハンチントン病	10 (9)	10 (9)	9 (8)
(009)	神経有棘赤血球症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(010)	シャルコー・マリー・トゥース病	8 (7)	8 (7)	7 (9)
(011)	重症筋無力症	331 (240)	350 (244)	368 (256)
(012)	先天性筋無力症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(013)	多発性硬化症／視神経脊髄炎	274 (227)	282 (242)	290 (257)
(014)	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	56 (39)	55 (42)	54 (42)
(015)	封入体筋炎	11 (9)	13 (7)	13 (8)
(016)	クロウ・深瀬症候群	3 (2)	4 (2)	3 (3)
(017)	多系統萎縮症	156 (75)	151 (77)	138 (71)
(018)	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	375 (226)	375 (218)	367 (216)
(019)	ライソゾーム病	18 (12)	19 (12)	20 (12)
(020)	副腎白質ジストロフィー	6 (1)	5 (1)	4 (1)
(021)	ミトコンドリア病	24 (11)	25 (8)	25 (9)
(022)	もやもや病	216 (197)	210 (214)	212 (227)
(023)	プリオン病	6 (2)	5 (2)	7 (0)
(024)	亜急性硬化性全脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(025)	進行性多巣性白質脳症	2 (2)	1 (2)	1 (3)
(026)	HTLV-1 関連脊髄症	3 (4)	4 (4)	5 (3)
(027)	特発性基底核石灰化症	1 (0)	2 (0)	3 (1)
(028)	全身性アミロイドーシス	87 (59)	108 (72)	141 (86)
(029)	ウルリッヒ病	1 (0)	0 (1)	0 (1)
(030)	遠位型ミオパチー	1 (5)	1 (5)	1 (6)
(031)	ベスレムミオパチー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(032)	自己食空胞性ミオパチー	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(033)	シュワルツ・ヤンベル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(034)	神経線維腫症	58 (46)	60 (45)	59 (44)
(035)	天疱瘡	35 (45)	36 (38)	31 (34)
(036)	表皮水疱症	3 (2)	3 (2)	3 (2)
(037)	膿疱性乾癬（汎発型）	31 (16)	30 (15)	32 (17)
(038)	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1 (0)	2 (0)	1 (0)
(039)	中毒性表皮壊死症	1 (0)	1 (0)	2 (0)
(040)	高安動脈炎	44 (33)	42 (34)	46 (34)
(041)	巨細胞性動脈炎	36 (17)	43 (20)	52 (25)
(042)	結節性多発動脈炎	19 (23)	17 (22)	17 (21)
(043)	顕微鏡的多発血管炎	159 (61)	171 (68)	177 (75)
(044)	多発血管炎性肉芽腫症	52 (24)	61 (25)	62 (34)
(045)	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	77 (78)	92 (85)	114 (99)
(046)	悪性関節リウマチ	58 (44)	59 (38)	58 (37)
(047)	バージャー病	34 (28)	30 (27)	29 (24)
(048)	原発性抗リン脂質抗体症候群	9 (19)	10 (20)	10 (18)
(049)	全身性エリテマトーデス	792 (599)	796 (614)	802 (634)
(050)	皮膚筋炎／多発性筋炎	356 (194)	369 (211)	390 (229)
(051)	全身性強皮症	357 (235)	369 (239)	377 (244)
(052)	混合性結合組織病	125 (83)	129 (82)	129 (91)
(053)	シェーグレン症候群	148 (117)	167 (128)	175 (152)
(054)	成人発症スチル病	55 (36)	52 (36)	62 (46)
(055)	再発性多発軟骨炎	14 (9)	14 (7)	16 (8)
(056)	ベーチェット病	175 (135)	169 (132)	163 (144)
(057)	特発性拡張型心筋症	220 (137)	220 (135)	211 (140)

告示コード	対 象 疾 病	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(058)	肥大型心筋症	52 (23)	53 (27)	52 (31)
(059)	拘束型心筋症	2 (0)	1 (0)	1 (0)
(060)	再生不良性貧血	107 (72)	97 (79)	107 (84)
(061)	自己免疫性溶血性貧血	8 (7)	11 (12)	12 (14)
(062)	発作性夜間ヘモグロビン尿症	8 (7)	11 (10)	12 (15)
(063)	特発性血小板減少性紫斑病	206 (146)	209 (141)	213 (146)
(064)	血栓性血小板減少性紫斑病	7 (6)	8 (5)	10 (4)
(065)	原発性免疫不全症候群	29 (23)	32 (25)	31 (25)
(066)	IgA 腎症	241 (233)	231 (223)	237 (233)
(067)	多発性嚢胞腎	156 (117)	167 (125)	177 (143)
(068)	黄色靱帯骨化症	110 (55)	115 (59)	120 (61)
(069)	後縦靱帯骨化症	501 (220)	503 (226)	532 (229)
(070)	広範脊柱管狭窄症	147 (98)	135 (110)	146 (123)
(071)	特発性大腿骨頭壊死症	427 (293)	440 (315)	451 (402)
(072)	下垂体性 ADH 分泌異常症	43 (27)	44 (30)	45 (31)
(073)	下垂体性 TSH 分泌亢進症	2 (1)	4 (1)	4 (1)
(074)	下垂体性 PRL 分泌亢進症	27 (21)	26 (24)	29 (25)
(075)	クッシング病	9 (10)	11 (10)	11 (9)
(076)	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(077)	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	43 (16)	42 (22)	45 (21)
(078)	下垂体前葉機能低下症	231 (206)	231 (224)	242 (229)
(079)	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	4 (3)	3 (3)	3 (5)
(080)	甲状腺ホルモン不応症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(081)	先天性副腎皮質酵素欠損症	17 (9)	19 (10)	21 (13)
(082)	先天性副腎低形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(083)	アジソン病	5 (2)	5 (2)	5 (3)
(084)	サルコイドーシス	148 (84)	160 (95)	161 (103)
(085)	特発性間質性肺炎	267 (162)	298 (161)	383 (209)
(086)	肺動脈性肺高血圧症	77 (40)	73 (39)	81 (50)
(087)	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(088)	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	83 (43)	84 (46)	82 (46)
(089)	リンパ脈管筋腫症	9 (11)	8 (9)	9 (10)
(090)	網膜色素変性症	264 (199)	272 (202)	270 (208)
(091)	バッド・キアリ症候群	3 (2)	3 (2)	3 (2)
(092)	特発性門脈圧亢進症	3 (5)	4 (5)	4 (5)
(093)	原発性胆汁性胆管炎	281 (301)	282 (306)	282 (336)
(094)	原発性硬化性胆管炎	10 (8)	11 (7)	15 (13)
(095)	自己免疫性肝炎	113 (107)	112 (104)	105 (105)
(096)	クローン病	675 (505)	695 (521)	712 (542)
(097)	潰瘍性大腸炎	1,793 (1,314)	1,828 (1,346)	1,887 (1,426)
(098)	好酸球性消化管疾患	27 (18)	27 (17)	24 (19)
(099)	慢性特発性偽性腸閉塞症	4 (3)	4 (3)	4 (3)
(100)	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(101)	腸管神経節細胞僅少症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(102)	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(103)	CFC 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(104)	コステロ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(105)	チャージ症候群	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(106)	クリオピリン関連周期熱症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(107)	若性特発性関節炎年	15 (17)	18 (15)	20 (16)
(108)	TNF 受容体関連周期性症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(109)	非典型溶血性尿毒症症候群	2 (0)	2 (0)	4 (1)
(110)	ブラウ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(111)	先天性ミオパチー	4 (5)	4 (5)	4 (4)
(112)	マリネスコ・シェーグレン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(113)	筋ジストロフィー	51 (73)	58 (76)	59 (79)
(114)	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(115)	遺伝性周期性四肢麻痺	0 (2)	0 (3)	1 (4)
(116)	アトピー性脊髄炎	3 (0)	3 (1)	3 (1)
(117)	脊髄空洞症	7 (7)	5 (6)	6 (6)

告示コード	対 象 疾 病	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(118)	脊髄髄膜瘤	1 (1)	1 (1)	1 (2)
(119)	アイザックス症候群	3 (2)	4 (1)	5 (1)
(120)	遺伝性ジストニア	0 (0)	2 (0)	2 (1)
(121)	脳内鉄沈着神経変性症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(122)	脳表ヘモジデリン沈着症	4 (3)	5 (3)	5 (4)
(123)	HTRA1 関連脳小血管病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(124)	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	7 (2)	8 (2)	8 (1)
(125)	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(126)	ペリー病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(127)	前頭側頭葉変性症	15 (17)	17 (20)	17 (20)
(128)	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0 (0)	0 (1)	1 (1)
(129)	痙攣重積型（二相性）急性脳症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(130)	先天性無痛無汗症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(131)	アレキサンダー病	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(132)	先天性核上性球麻痺	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(133)	メビウス症候群	1 (1)	1 (1)	1 (0)
(134)	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0 (0)	1 (0)	0 (0)
(135)	アイカルディ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(136)	片側巨脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(137)	限局性皮質異形成	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(138)	神経細胞移動異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(139)	先天性大脳白質形成不全症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(140)	ドラベ症候群	1 (1)	1 (2)	1 (2)
(141)	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(142)	ミオクロニー欠神てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(143)	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(144)	レノックス・ガストー症候群	8 (10)	9 (12)	14 (12)
(145)	ウエスト症候群	2 (4)	2 (6)	3 (7)
(146)	大田原症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(147)	早期ミオクロニー脳症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(148)	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(149)	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(150)	環状 20 番染色体症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(151)	ラスムッセン脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(152)	PCDH19 関連症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(153)	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(154)	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(155)	ランドウ・クレフナー症候群	1 (0)	1 (0)	0 (0)
(156)	レット症候群	0 (2)	0 (2)	0 (2)
(157)	スタージ・ウェーバー症候群	0 (1)	0 (2)	0 (1)
(158)	結節性硬化症	17 (14)	18 (15)	19 (12)
(159)	色素性乾皮症	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(160)	先天性魚鱗癬	1 (3)	1 (3)	1 (3)
(161)	家族性良性慢性天疱瘡	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(162)	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	28 (29)	27 (29)	33 (22)
(163)	特発性後天性全身性無汗症	8 (8)	5 (10)	5 (8)
(164)	眼皮膚白皮症	0 (2)	0 (1)	0 (2)
(165)	肥厚性皮膚骨膜症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(166)	弾性線維性仮性黄色腫	1 (3)	1 (3)	1 (3)
(167)	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	18 (16)	17 (21)	19 (23)
(168)	エーラス・ダンロス症候群	1 (1)	0 (1)	0 (3)
(169)	メンケス病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(170)	オクシピタル・ホーン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(171)	ウィルソン病	9 (7)	8 (5)	9 (6)
(172)	低ホスファターゼ症	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(173)	VATER 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(174)	那須・ハコラ病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(175)	ウィーバー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(176)	コフィン・ローリー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(177)	ジュベール症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(178)	モワット・ウィルソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(179)	ウィリアムズ症候群	3 (1)	3 (1)	4 (0)
(180)	ATR-X 症候群	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(181)	クルーゾン症候群	1 (1)	1 (1)	1 (0)
(182)	アペール症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(183)	ファイファー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(184)	アントレー・ピクスラー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(185)	コフィン・シリス症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(186)	ロスムンド・トムソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(187)	歌舞伎症候群	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(188)	多脾症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(189)	無脾症候群	2 (1)	2 (1)	2 (1)
(190)	鰓耳腎症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(191)	ウェルナー症候群	3 (0)	2 (1)	1 (1)
(192)	コケイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(193)	ブラダー・ウィリ症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(194)	ソトス症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(195)	ヌーナン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(196)	ヤング・シンブソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(197)	1 p36 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(198)	4 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(199)	5 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(200)	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(201)	アンジェルマン症候群	0 (1)	1 (1)	1 (1)
(202)	スミス・マギニス症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(203)	22q11.2 欠失症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(204)	エマヌエル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(205)	脆弱X 症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(206)	脆弱X 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(207)	総動脈幹遺残症	0 (2)	1 (2)	1 (2)
(208)	修正大血管転位症	1 (3)	1 (5)	1 (5)
(209)	完全大血管転位症	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(210)	単心室症	10 (9)	6 (12)	7 (14)
(211)	左心低形成症候群	0 (2)	0 (2)	1 (3)
(212)	三尖弁閉鎖症	2 (0)	1 (0)	1 (0)
(213)	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2 (0)	1 (3)	2 (3)
(214)	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2 (2)	4 (2)	6 (4)
(215)	ファロー四徴症	5 (7)	7 (9)	10 (10)
(216)	両大血管右室起始症	1 (6)	4 (5)	3 (4)
(217)	エプスタイン病	0 (1)	0 (1)	0 (0)
(218)	アルポート症候群	4 (4)	4 (4)	4 (4)
(219)	ギャロウェイ・モワト症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(220)	急速進行性糸球体腎炎	27 (21)	30 (27)	25 (27)
(221)	抗糸球体基底膜腎炎	6 (8)	9 (9)	9 (7)
(222)	一次性ネフローゼ症候群	191 (147)	196 (156)	188 (160)
(223)	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	4 (1)	7 (2)	8 (2)
(224)	紫斑病性腎炎	16 (13)	14 (14)	20 (14)
(225)	先天性腎性尿崩症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(226)	間質性膀胱炎（ハンナ型）	15 (16)	20 (17)	20 (21)
(227)	オスラー病	8 (8)	8 (11)	10 (16)
(228)	閉塞性細気管支炎	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(229)	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	3 (0)	3 (1)	3 (2)
(230)	肺胞低換気症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(231)	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(232)	カーニー複合	1 (1)	1 (1)	0 (1)
(233)	ウォルフラム症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(234)	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(235)	副甲状腺機能低下症	2 (3)	2 (4)	3 (4)
(236)	偽性副甲状腺機能低下症	5 (0)	4 (0)	3 (0)
(237)	副腎皮質刺激ホルモン不応症	1 (0)	1 (0)	1 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(238)	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	8 (3)	10 (3)	10 (7)
(239)	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(240)	フェニルケトン尿症	1 (2)	1 (2)	0 (2)
(241)	高チロシン血症1型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(242)	高チロシン血症2型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(243)	高チロシン血症3型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(244)	メーブルシロップ尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(245)	プロピオン酸血症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(246)	メチルマロン酸血症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(247)	イソ吉草酸血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(248)	グルコーストランスポーター1 欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(249)	グルタル酸血症1型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(250)	グルタル酸血症2型	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(251)	尿素サイクル異常症	4 (0)	4 (1)	5 (1)
(252)	リジン尿性蛋白不耐症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(253)	先天性葉酸吸収不全	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(254)	ボルフィリン症	0 (2)	0 (3)	0 (3)
(255)	複合カルボキシラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(256)	筋型糖原病	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(257)	肝型糖原病	1 (3)	1 (2)	1 (1)
(258)	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(259)	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(260)	シトステロール血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(261)	タンジール病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(262)	原発性高カイロミクロン血症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(263)	脳腫黄色腫症	4 (0)	4 (0)	4 (1)
(264)	無βリポタンパク血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(265)	脂肪萎縮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(266)	家族性地中海熱	2 (6)	5 (6)	5 (8)
(267)	高IgD症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(268)	中條・西村症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(269)	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(270)	慢性再発性多発性骨髄炎	1 (1)	2 (2)	4 (2)
(271)	強直性脊椎炎	49 (39)	53 (43)	59 (50)
(272)	進行性骨化性線維異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(273)	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(274)	骨形成不全症	4 (2)	3 (3)	3 (2)
(275)	タナトフォリック骨異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(276)	軟骨無形成症	1 (3)	1 (3)	2 (4)
(277)	リンパ管腫症／ゴーハム病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(278)	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(279)	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(280)	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1 (1)	1 (2)	3 (3)
(281)	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	5 (1)	4 (2)	5 (3)
(282)	先天性赤血球形成異常性貧血	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(283)	後天性赤芽球癆	6 (4)	7 (5)	8 (4)
(284)	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(285)	ファンコニ貧血	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(286)	遺伝性鉄芽球性貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(287)	エプスタイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(288)	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2 (7)	6 (7)	10 (5)
(289)	クローンカイト・カナダ症候群	3 (0)	3 (0)	4 (0)
(290)	非特異性多発性小腸潰瘍症	2 (0)	2 (0)	1 (0)
(291)	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(292)	総排泄腔外反症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(293)	総排泄腔遺残	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(294)	先天性横隔膜ヘルニア	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(295)	乳幼児肝巨大血管腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(296)	胆道閉鎖症	7 (10)	9 (12)	10 (12)
(297)	アラジール症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(298)	遺伝性膵炎	2 (0)	1 (0)	1 (0)
(299)	嚢胞性線維症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(300)	IgG4 関連疾患	56 (33)	55 (31)	60 (35)
(301)	黄斑ジストロフィー	1 (1)	1 (1)	3 (2)
(302)	レーベル遺伝性視神経症	2 (1)	2 (1)	0 (2)
(303)	アッシャー症候群	0 (1)	0 (2)	0 (2)
(304)	若年発症型両側性感音難聴	0 (1)	0 (0)	0 (0)
(305)	遅発性内リンパ水腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(306)	好酸球性副鼻腔炎	389 (271)	479 (317)	576 (397)
(307)	カナバン病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(308)	進行性白質脳症	0 (0)	0 (0)	0 (2)
(309)	進行性ミオクロヌスてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(310)	先天異常症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(311)	先天性三尖弁狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(312)	先天性僧帽弁狭窄症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(313)	先天性肺静脈狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(314)	左肺動脈右肺動脈起始症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(315)	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX 1 B 関連腎症	1 (0)	0 (0)	0 (0)
(316)	カルニチン回路異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(317)	三頭酵素欠損症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(318)	シトリン欠損症	0 (1)	0 (1)	1 (0)
(319)	セピアプテリン還元酵素 (S R) 欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(320)	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (G P 1) 欠乏症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(321)	非ケトーシス型高グリシン血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(322)	β-ケトチオラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(323)	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(324)	メチルグルタコン酸尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(325)	遺伝性自己炎症疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(326)	大理石骨病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(327)	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	3 (5)	4 (4)	3 (5)
(328)	前眼部形成異常	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(329)	無虹彩症	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(330)	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(331)	特発性多中心性キャッスルマン病	15 (10)	15 (12)	16 (11)
(332)	膠様滴状角膜ジストロフィー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(333)	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(334)	脳クレアチン欠乏症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(335)	ネフロン癆	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(336)	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(337)	ホモシスチン尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(338)	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(339)	ME C P 2 重複症候群			0 (0)
(340)	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)			1 (1)
(341)	T R P V 4 異常症			0 (0)
	指定難病計	14, 196 (9, 999)	14, 576 (10, 365)	15, 082 (11, 053)
—	スモン	41	39	38
—	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
—	重症急性膵炎	1	1	1
	特定疾患計	42	40	39
	合計	14, 238 (9, 999)	14, 616 (10, 365)	15, 121 (11, 053)

(注) 表中の () 内は、広島市承認分で外数である。

令和 7 年 4 月から追加された 7 疾病は、(342) LMNB1 関連大脳白質脳症、(343) PURA 関連神経発達異常症、(344) 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症、(345) 乳児発症 STING 関連血管炎、(346) 原発性肝外門脈閉塞症、(347) 出血性線溶異常症、(348) ロウ症候群 である。

- (3) スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業（予算額 2,681 千円）
スモン患者に対し、はり、きゅう及びマッサージの施術費用を公費負担し、患者の負担軽減を図る。（昭和 53 年度創設）

第 3 表 はり、きゅう及びマッサージ治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者数	12	12	10

（注）広島市、福山市を含む。

- (4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（予算額 38,780 千円）
先天性血液凝固因子障害等の患者に対し、医療費の公費負担を行い患者の負担軽減を図る。
（平成元年度創設）

第 4 表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者数	124	142	140

（注）広島市、福山市を含む。

2 普及啓発（予算額 510 千円）

- (1) 広島難病団体連絡協議会の育成指導（予算額 110 千円）
県内の難病患者団体が相互支援を目的として設立した団体であり、活動が円滑に行われるよう支援する。（平成 4 年度創設）
- (2) 難病講演相談会（予算額 400 千円）
一般県民を対象に講演会を開催し、疾患の正しい理解の促進を図る。（平成 4 年度創設、広島難病団体連絡協議会へ事業委託）

3 相談機能の充実（予算額 17,459 千円）

- (1) 難病相談・支援センターの運営（予算額 8,946 千円）
難病患者及びその家族の抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、患者及び家族の不安の解消を図る。（平成 16 年度創設）
また、難病医療従事者の研修を実施し、難病に関する正しい理解と知識を深め、資質の向上を図る。

- ・委 託 先 広島大学
- ・事 業 内 容 相談事業（医療、福祉、生活） 地域交流会等の活動支援
就労支援事業 医療従事者研修事業
- ・相談電話番号 (082)252-3777
- ・相談日時等

区 分	相談日	相談時間	相談員
一般相談	月曜日～金曜日	10:00～16:00	看護師（社会福祉士）

第 5 表 難病相談・支援センターの相談状況

（単位 件）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	883	629	406

(2) 難病ピアサポート事業（予算額 970 千円）

難病患者及び家族の抱える悩みに対して、患者や家族の立場で相談に対応し、患者本人や家族の不安の解消を図る。（平成 27 年度移行）

- ・委託先 広島難病団体連絡協議会
- ・相談電話番号 (082)236-3186
- ・相談日時等

区 分	相談日・相談時間	相談員
患者（家族）による相談	定例日（13:00～15:00）	難病患者家族会

第 6 表 広島難病団体連絡協議会の相談状況

（単位 件）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
患者（家族）による相談	129	132	136

(3) 小児難病相談事業（予算額 7,428 千円）

小児難病患者及びその家族の総合的な支援を図るため、広島大学病院内に小児難病相談室を設置し、地域で生活する患者等の日常生活における相談支援等を行う。（平成 17 年度創設）

第 7 表 小児難病相談室の相談状況

（単位 人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	506	586	644

(4) 難病相談会の開催（予算額 115 千円）

県内各地域の難病患者や家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。
（昭和 63 年度創設）

第 8 表 難病相談会の実施状況

（単位 回、人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	5	8	4
相談者数	131	153	178

4 在宅ケアの推進（予算額 5,141 千円）

(1) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業（予算額 119 千円）

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対し、診療報酬で定められている回数を超える訪問看護を実施することにより、当該患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。
（平成 10 年度創設）

(2) 難病患者地域支援事業（予算額 164 千円）

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定を行い、訪問指導及び訪問看護により安定した療養生活の確保を図る。

- ・難病対策推進協議会運営事業（93 千円）
- ・在宅療養支援計画策定・評価事業（30 千円）
- ・訪問診療・指導事業（41 千円）

(3) 神経難病患者在宅医療支援事業（予算額 43 千円）

神経難病患者の診断の支援及び在宅医療支援チームの派遣体制を整備し、当該患者の療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保を図る。

(4) 在宅難病患者一時入院事業（予算額 4,308 千円）

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等介護者の病気治療や冠婚葬祭、休息（レスパイト）等の理由により一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院が可能な病床を確保する。（平成 30 年度創設）

第 9 表 在宅難病患者一時入院事業の実施状況

（単位 人、日）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	9	6	6
利用日数	118	61	80

(5) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（予算額 507 千円）

小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

（平成 17 年度創設）

1 2 栄養改善対策

〔現況及び施策の方向〕

エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどによる、生活習慣病の増加や、高齢期においても生活習慣病予防のための食生活を必要以上に継続することによる低栄養など、「食」をめぐる課題は多様化している。

人生 100 年時代を健やかに過ごすためには、食に関する適切な判断力、選択力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するために食育を推進する必要がある。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援、各種啓発活動、食品の適正表示の推進等を通じ、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

〔事業の内容〕

1 栄養改善対策（予算額 447 千円）

“食”をめぐる環境が多様化する中で、エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどにより、肥満、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病が増加している。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援等を通じて、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

(1) 市町栄養士等の育成（予算額 321 千円）

地域における栄養指導業務を効果的に展開するために、市町栄養士等の資質向上のための支援を行う。（昭和 53 年度創設）

第 1 表 市町栄養士・非常勤栄養士への指導・支援状況

（単位 回、人）

区 分	保健所(支所)単位研修会等 (保健所栄養士実施)	
	回 数	延 人 員
令和 6 年度	44	82
令和 5 年度	15	26
令和 4 年度	12	26

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 食生活改善推進員の育成（予算額 126 千円）

市町との密接な連携を図り、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員の育成を促進するとともに、市町の推進員組織を構成メンバーとする広島県食生活改善推進員団体連絡協議会が、自主的に組織活動を展開するための研修活動を支援する。

食生活改善推進員は、令和 7 年 4 月末現在、14 市町（1,107 人）で組織化されており、地区組織活動の推進が図られている。（昭和 51 年度創設）

第 2 表 食生活改善推進員養成講座開設状況及び研修会等実施状況

（単位 回、人）

区 分	県単位研修 会		市 町				食生活改善推進員 による地区講習会	
			養成講座		研修会			
	回数	延人員	開設数	修了者 数	回数	延人員	回数	延人員
令和 6 年度	2	152	5	30	208	3,340	3,724	43,383
令和 5 年度	2	130	3	14	201	3,693	3,467	38,292
令和 4 年度	2	109	6	55	191	2,872	3,069	27,710

(3) 公衆栄養学臨地実習

実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントの実施に必要な専門的知識及び技術の統合を図るため、集合実習を取り入れた2段階の実習を行う。(平成14年度創設)

(4) 栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施(予算額 7,023 千円)

栄養士・調理師の免許事務、調理師試験の実施及び栄養士・調理師養成施設の指導を行う。

第3表 免許交付状況

(単位 件)

年 度	栄養士	調理師	管理栄養士
令和6年度	549	438	233
令和5年度	540	373	305
令和4年度	563	387	314

第4表 調理師試験実施状況

(単位 人)

年 度	受験者	合格者	合格率(%)
令和6年度	331	216	65.3
令和5年度	274	166	60.6
令和4年度	421	224	53.2

2 栄養改善指導・普及(予算額 255 千円)

(1) 給食施設指導(予算額 55 千円)

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。(昭和27年度創設)

第5表 給食施設の栄養指導状況

(単位 施設、回)

区 分	特 定 給 食 施 設			その他の給食施設			集 団 指 導	
	施設数	個 別 指 導		施設数	個 別 指 導		回数	延施設数
		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設 数		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設 数		
令和6年度	316	137	7	485	108	33	9	282
令和5年度	319	188	43	482	79	32	9	253
令和4年度	332	180	12	465	123	49	4	306

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 専門的栄養指導

アレルギー疾患、難病、小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り、専門的栄養指導を実施する。(昭和22年度創設)

(3) 栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発

栄養表示等の望ましい運用を図るため、消費者及び食品関係業者に対して普及啓発を図る。(平成8年度創設)

(4) 食品表示・誇大表示禁止にかかる監視指導（予算額 30 千円）

食品表示を規制する食品表示法、健康増進法等を所管する関係機関が連携し、食品関係事業者に対する一斉点検の他、表示の監視を実施し、食品表示の適正化を推進する。（平成 15 年度創設）

(5) 栄養成分の検査（予算額 170 千円）

食品表示の適正化と、食品の安全・安心確保のため、栄養成分表示に係る買上検査を実施する。
県内 3 保健所（支所）で実施。

3 国民健康・栄養調査（予算額 1,882 千円）

国が指定する調査地区において、住民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を調査する。

13 歯科保健等

〔現況及び施策の方向〕

平成 23 年 3 月 14 日施行の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、「第 3 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下「計画」という。）を令和 6 年 3 月に策定した。

この計画の目的である 8020 の実現のため、市町が実施する歯科疾患の予防等各種事業を支援するとともに、広島県歯科衛生連絡協議会など関係機関とも連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動の充実を図る。

また、高齢者や障害のある人の生活の質の向上をめざした口腔ケアの充実が重要であり、このための歯科保健体制の拡充を図る。

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は、全国的に増加傾向にあり、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。

すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制の構築を図る。

〔事業の内容〕

1 歯科保健の推進（予算額 44,310 千円）

(1) 歯科保健対策（予算額 7,880 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。

（平成 5 年度創設）

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）等を実施し、8020 運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施し、表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

(2) 在宅歯科診療設備整備事業（予算額 3,963 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅歯科診療に必要な設備整備費を補助する。（平成 26 年度創設）

(3) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業（予算額 13,522 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮（スペシャルニーズ）に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修会の開催経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(4) 歯科衛生士修学支援事業（予算額 125 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、中山間地域等に就業する歯科衛生士を確保するため、それらの地域に就業を希望する歯科衛生士への奨学金貸与等の経費を補助する。（平成 30 年度創設、令和 5 年度以降新規貸与廃止）

(5) 心身障害者等歯科診療確保対策事業（予算額 14,408 千円）

心身障害者及び休日の歯科医療を確保するため、広島口腔保健センターで行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

(6) 歯科衛生士就業継続等支援事業（予算額 4,412 千円）

歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進のため、相談窓口の設置や研修会を実施する。（令和 6 年度創設）

2 アレルギー疾患対策事業（予算額 1,424 千円）

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算額 429 千円）

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供及び人材育成等の施策の企画・立案を行う。（平成 30 年度創設）

(2) アレルギー疾患対策研修事業（予算額 995 千円）

医療従事者等の知識や技術の向上に資する人材育成研修を行う。（平成 30 年度創設）

1 4 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 水道整備対策

本県における水道普及率は、令和5年度末95.4%で、全国平均の98.2%に比べ2.8ポイント下回っている。

このため、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「事業者」とする。）が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 ٪)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及率	県	94.8	94.9	95.1	95.2	95.4
	全 国	98.1	98.1	98.2	98.3	98.2

2 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 水道整備対策（予算額 6,761 千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口5万人以下に限る。）の創設認可、変更認可及び廃止許可を行う。

また、事業内容の軽微な変更、事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。

第2表 水道事業の認可等の状況（令和7年3月31日現在）

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
令和4年度	10	0	0	10	0	1	0	0	3	0

(2) 水道施設管理指導（予算額 5,354 千円）

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給を確保するため、立入検査等を計画的に実施し、衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため、水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し、適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

水道法の規制対象とならない飲用に供する井戸及び小規模水道施設の衛生確保を図るため、市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画（平成 16 年 2 月改定）に基づく水質の監視、県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など、円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等（予算額 1,407 千円）

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る事業者への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

事業者等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態、建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする事業者に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

事業者等が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

事業者が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：1 事業体（2 事業）

第 3 表 簡易水道等施設整備事業実施状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、千円）

区 分	簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 7 年度	2	81,450	29,533
令和 6 年度	4	92,605	34,276
令和 5 年度	4	59,295	23,105

〔負担割合 国 1/3～4/10、事業者 6/10～2/3〕

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業 対象：なし

- b 高度浄水施設等整備事業（平成3年度創設、平成7年度改正） 対象：なし
- c 水道施設機能維持整備事業（平成30年度創設）
- (a) 浸水対策事業 対象：なし
- (b) 土砂対策事業 対象：なし
- (c) 停電対策事業 対象：1事業体（1事業）

第4表 水道水源開発等施設整備事業（令和7年3月31日現在）
（単位：件、千円）

区 分	水道水源開発等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和7年度	1	652,300	163,075
令和6年度	2	163,070	40,767
令和5年度	4	260,254	65,063

[負担割合 国1/4～1/3、事業者2/3～3/4]

(ウ) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

- a 上下水道施設再編推進事業 対象：なし
- b 上下水道施設耐震化事業 対象：なし
- c 官民連携等基盤強化推進事業 対象：なし
- d 上下水道DX推進事業 対象：1事業体（1事業）
- e 業務計測計画策定事業 対象：なし
- f 汚泥資源肥料利用推進事業 対象：なし

第5表 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（令和7年3月31日現在）
（単位：件、千円）

区 分	水道水源開発等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和7年度	1	63,150	21,050

[負担割合 国1/3～10/10、事業者2/3～0]

(エ) 防災・安全交付金（令和6年度創設）

- a 水道未普及地域解消事業 対象：なし
- b 簡易水道再編推進事業 対象：なし
- c 生活基盤近代化事業 対象：1事業体（1事業）
- d 高度浄水施設等整備費事業 対象：なし
- e 水道総合地震対策事業 対象：4事業体（9事業）
- f 緊急時給水拠点確保等事業 対象：なし
- g 水道アセットマネジメント等推進事業 対象：3事業体（3事業）
- h 水道事業運営基盤強化推進事業 対象：1事業体（3事業）
- i 水道水源自動監視施設等整備事業 対象：なし
- j 効果促進事業 対象：なし

第6表 防災・安全交付金（令和7年3月31日現在）
（単位：件、千円）

区 分	防災・安全交付金		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和7年度	16	4,662,826	1,518,817
令和6年度	3	5,316,228	1,772,096

[負担割合 国1/4～1/3、事業者2/3～3/4]

2 生活衛生対策（予算額 42,484 千円）

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 11,328 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和 22 年度創設）

第 7 表 生活衛生関係施設監視指導状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 か所、件）

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 建 定 物	墓 地 其 他
R6	施 設 数	137	310	1	41	16	55	41	4,381
	監視指導延件数	11	47	1	26	14	17	2	10
R5	施 設 数	138	302	1	38	16	57	40	4,340
	監視指導延件数	11	30	1	26	14	0	2	9
R4	施 設 数	138	294	1	36	15	57	38	4,348
	監視指導延件数	2	15	0	32	16	16	7	8

（注）1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。

（注）2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 25,350 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者等の利益を擁護するため、（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者からの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 8 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 千円）

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 （予定）
生活衛生営業指導センター 補助金	24,222	24,654	25,190

〔負担割合 県 1/2、国 1/2〕

（ただし、補助額のうち 900 千円については、単県補助分である。）

(3) 住宅宿泊事業対策費（予算額 282 千円）

住居を使用した宿泊営業をしようとする者に対し、住宅宿泊事業法に基づく届出と衛生管理、危機管理に係る指導を行い、施設の衛生確保と業に関係するトラブルの防止に努める。（平成 29 年度創設）

第 9 表 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 件）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度末時点の届出施設数	113	137	170

（注）広島市を除く。

(4) 公衆浴場確保対策事業（予算額 5,288 千円）

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の安定化、衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 10 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 施設、人、円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			
			大 人	中 人	小 人	施行日
令和 6 年度	42	126.3	480	200	100	R4.11.1
令和 5 年度	42	133.8	480	200	100	R4.11.1
令和 4 年度	42	110.9	480	200	100	R4.11.1

（注）1 広島市、呉市、福山市を含む。

（注）2 施設数は年度末数を示す。

（注）3 入浴人員は、1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 11 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、円）

区 分	件 数	補助金額
令和 7 年度（予定）	5	450,750
令和 6 年度	4	342,264
令和 5 年度	3	248,831

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

第 12 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
令和 7 年度 （予定）	13	4,093,000	給湯用ボイラー 2 件 ろ過器 3 件 温水器 1 件 配管設備 3 件 浴室タイル 2 件 空調設備 1 件 パーナー 1 件
令和 6 年度	10	3,261,241	給湯用ボイラー 3 件 配管設備 4 件 浴室タイル 1 件 空調設備 2 件
令和 5 年度	8	1,680,000	ろ過器 2 件 温水器 1 件 配管設備 1 件 空調設備 3 件 熱交換器 1 件

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

〔各設備補助限度額内において 市補助金の 1/2〕

(5) クリーニング師の試験及び免許（予算額 236 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第 13 表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人、％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和 6 年度	29	9	31.0	9
令和 5 年度	24	12	50.0	12
令和 4 年度	22	14	63.6	13

3 動物愛護対策（予算額 282,178 千円）

令和 3 年 9 月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業

野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第 14 表 負傷疾病犬等収容措置の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 頭)

区 分	犬	猫	計
令和 6 年度	3	49	52
令和 5 年度	8	58	66
令和 4 年度	56	147	203

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 動物愛護事業

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター（昭和 55 年度創設）において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第 15 表 犬・猫引取等実施状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 頭)

区 分	定点	持参	センター動物保護		合 計	返 還	譲 渡	その他※
			保護	引取				
令和 6 年度	犬	128	76	336	540	22	516	15
	猫	294		113	407	4	380	14
	計	422	76	449	947	26	896	29
令和 5 年度	犬	161	89	371	621	31	588	59
	猫	303		66	369	1	334	36
	計	464	89	437	990	32	922	95
令和 4 年度	犬	308	178	503	989	37	863	73
	猫	220		64	284	1	252	12
	計	528	178	567	1,273	38	1,115	85

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。なお、定時定点引取りについては、平成 27 年 3 月 31 日で廃止した。

(注) ※譲渡することが適切でない（治癒見込がない病気や、攻撃性がある等）ため安楽死した犬猫、収容中に自然死した犬猫等の計

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。（平成 18 年度創設）

第 16 表 特定動物飼養状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 件、頭)

区 分	おながざり科	かみつきがめ科	にしきへび科	どくとかげ科	計
許可件数	2	7	1	1	11
飼養頭数	1	6	1	2	10

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 17 表 第一種動物取扱業登録施設数 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 件、施設)

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
令和 6 年度	188	239	7	39	44	2	395
令和 5 年度	178	234	9	39	48	2	381
令和 4 年度	173	227	8	38	44	1	375

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

第18表 第二種動物取扱業登録施設数（令和7年3月31日現在）

（単位 件、施設）

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施設数
令和6年度	24	11	1	1	4	27
令和5年度	22	8	1	0	2	26
令和4年度	20	6	1	0	1	21

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 「いのちを守る！」動物愛護強化推進事業

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を強化するため、PFI手法により令和5年8月に移転・開庁した動物愛護センターについて、PFI事業者による維持管理及び一部運營業務（譲渡）等の適切な遂行を確認する。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する（平成27年度創設）とともに、野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成（平成27年度創設）及び地域猫活動の不妊支援制度（平成28年度創設）により、地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また、返還促進対策のため、個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着（平成30年度開始）を行う。

第19表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況（令和7年3月31日現在）

（単位 件、千円）

区 分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策普及啓発	野良猫不妊去勢手術	地域猫活動補助	その他※
令和6年度	13	2,930	1	7	3	5

（注）広島市、呉市、福山市を除く。予算額5,400千円（1市町300千円）

※ 令和6年度に要綱改正し、事業内容を一部変更した。

※ その他：動物愛護推進員の活用事業、野良犬対策事業、捕獲機の購入等

区 分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策普及啓発	野良猫対策協議会	猫忌避対策道具貸出	その他※
令和5年度	15	2,263	3	1	2	12
令和4年度	14	2,046	1	1	1	14

※ その他：保護機（大型サークル）購入、犬猫譲渡会の開催、地域猫活動補助等

第20表 地域猫活動実施状況（令和7年3月31日現在）

（単位 件、頭）

区 分	承認箇所数	手術頭数
令和6年度	89	918
令和5年度	52	595
令和4年度	47	904

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第21表 マイクロチップ装着の状況（令和7年3月31日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和6年度	147	138	285
令和5年度	171	75	246
令和4年度	181	56	237

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

15 食品衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、多様化、国際化が進む中で、食品衛生対策は、ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス等による食中毒など、食品による危害を未然に防止するため、食品関係営業施設の監視指導の強化や、食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに、食品関係事業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

2 乳肉水産食品衛生対策

乳・乳製品、食肉とその加工品及び水産食品による食中毒等の危害防止のため、監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに、乳肉水産食品における抗菌性物質、P C B等の検査を実施し、食品衛生上の安全性の確保に努める。

〔事業の内容〕

1 食品衛生対策（予算額 225,411 千円）

(1) 食品衛生監視指導（予算額 65,572 千円）

ア 食品関係施設の監視指導

食品製造業、仕出し・弁当製造業等の主要な営業施設の監視指導を行うほか、夏期、年末等の時期に集中的な監視を実施し、食品の安全確保に努める。（昭和 22 年度創設）

第 1 表 監視指導の状況

（単位 施設、件）

区 分	食品関係施設数	監視延件数
令和 6 年度	22,110	17,415
令和 5 年度	21,867	17,055
令和 4 年度	20,713	14,332

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 2 表 行政処分状況

（単位 件）

区 分	総 数	営業の 禁・停止	廃棄命令	改善命令	その他
令和 6 年度	6	6	—	—	—
令和 5 年度	9	9	—	—	—
令和 4 年度	6	6	—	—	—

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

イ 食品適正表示強化事業

表示に関する各法令を所管する県、国、市町担当者による対策チームを編成し、食品不適正表示事案発生時における立入調査、広域流通食品製造施設に対する合同監視を行うとともに、食品適正表示推進者育成講習会を開催し、食品事業者の自主管理を推進する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

ウ 食品衛生監視員の研修

広島県食品衛生監視員等業績発表会、中国地区食品衛生監視員研究発表会、全国食品衛生監視員研修会、HACCP監視員養成講習会への参加等により食品衛生監視員の資質向上を図る。(昭和35年度創設)

エ 食品衛生関係団体の指導育成

食品関係営業者の自主的な衛生管理を推進するため、一般社団法人広島県食品衛生協会の指導育成を図る。(昭和24年度創設)

(2) 食品添加物等対策 (予算額 119,552 千円)

ア 食品添加物等の検査

食品添加物の使用基準及び食品の成分規格検査を実施し、違反品の排除に努める。(昭和22年度創設)

イ 食品衛生検査施設の信頼性確保

食品衛生検査施設の業務管理基準に基づき、保健所、県立総合技術研究所保健環境センター及び食肉衛生検査所の食品等に係る検査体制及び精度の管理・運営を行う。(平成10年度創設)

第3表 食品等の収去検査結果

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和6年度	添加物等	2,332	1	1	-	-	1
	残留農薬	134	0	-	-	-	-
令和5年度	添加物等	2,589	7	4	-	-	3
	残留農薬	141	0	-	-	-	-
令和4年度	添加物等	2,671	3	1	-	1	1
	残留農薬	134	0	-	-	-	-

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 輸入食品等対策事業 (予算額 2,110 千円)

市場に流通している輸入食品の成分規格検査を実施し、違反品の排除に努める。(昭和59年度創設)

第4表 輸入食品の収去検査結果 (再掲)

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和6年度	添加物等	208	0	-	-	-	-
	残留農薬	46	0	-	-	-	-
令和5年度	添加物等	211	0	-	-	-	-
	残留農薬	47	0	-	-	-	-
令和4年度	添加物等	179	0	-	-	-	-
	残留農薬	41	0	-	-	-	-

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(4) 製菓衛生師の試験及び免許（予算額 1,558 千円）

製菓衛生師の試験を実施及び製菓衛生師免許事務を行う。（昭和 42 年度創設）

第 5 表 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人、％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和 6 年度	182	122	67.0	118
令和 5 年度	184	150	81.5	134
令和 4 年度	198	137	69.2	129

(5) 食中毒対策事業（予算額 9,594 千円）

食中毒発生時の調査

食中毒発生時に被害の拡大防止と原因究明のため、疫学調査、微生物学的調査及び理化学的調査等を実施する。（昭和 22 年度創設）

第 6 表 食中毒の発生件数

（単位 件、人）

区 分	発生件数	有症者数	死 亡
令 和 6 年	5	29	0
集団事例	2	26	0
散発事例	3	3	0
令 和 5 年	3	45	0
集団事例	3	45	0
散発事例	0	0	0
令 和 4 年	4	15	0
集団事例	1	11	0
散発事例	3	4	0

（注）1 有症者数が 6 人以上の事案を集団事例として計上。

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

(6) 食品の安全確保対策の推進事業（予算額 5,016 千円）

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき、生産から消費に至る総合的な食品の安全確保に努める。（平成 14 年度創設）

(7) カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策（予算額 22,009 千円）

ア カネミ油症患者対策

認定患者及び潜在患者を対象に検診を実施し、油症治療法解明の研究と治療の促進を図るとともに、健康実態調査を実施し、カネミ油症患者への支援を行う。（昭和 44 年度創設）

油症相談支援員を設置し、認定患者等に対する相談体制の充実を図る。（平成 28 年度創設）

イ 森永ひ素ミルク患者対策

公益財団法人ひかり協会が実施している患者救済事業等に対し、指導助言等を行うとともに、飲用申立者の認定促進に努める。（昭和 49 年度創設）

2 乳肉水産食品衛生対策（予算額 41,880 千円）

(1) 乳肉水産食品衛生対策

ア 監視、収去検査の強化

乳肉水産食品関係施設の監視指導及び収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。（昭和 22 年度創設）

イ 食肉の抗生物質残留調査

食肉の抗生物質残留検査により実態を把握し、食肉の安全確保に努める。

第 7 表 食肉の抗生物質残留調査

（単位 検体）

区 分	抗 生 物 質	
	検 体 数	結 果
令和 6 年度	3	不検出
令和 5 年度	3	不検出
令和 4 年度	3	不検出

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 鶏肉及び鶏卵の P C B 残留検査

鶏肉及び鶏卵の P C B 検査を実施し、その実態を把握するとともに、これらの安全性の確保に努める。（昭和 47 年度創設）

第 8 表 鶏肉及び鶏卵の PCB 検査結果

（単位 検体）

区 分	鶏 肉	鶏 卵	検 査 結 果
令和 6 年度	2	1	いずれも不検出
令和 5 年度	2	1	いずれも不検出
令和 4 年度	2	1	いずれも不検出

（注）1 暫定的規制は鶏肉 0.5ppm、鶏卵 0.2ppm

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

エ 乳及び乳製品の検査

「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に基づき、乳等関係施設を対象に収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。（昭和 26 年度創設）

第 9 表 乳及び乳製品等の検査結果（学校給食を含む）

（単位 件）

区 分	件 数	違 反 件 数	営業禁・停止件数
令和 6 年度	128	1	1
令和 5 年度	116	0	0
令和 4 年度	117	0	0

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

オ 魚介類の検査

県内で流通する魚介類について、水銀、P C B の検査を行い、その実態を継続調査するとともに、県内に流通する魚類について、抗生物質、合成抗菌剤の薬剤残留検査を実施する。（昭和 54 年度創設）

第10表 魚介類の検査結果

(単位 検体)

区 分	総 水 銀			P C B			抗 生 物 質			合 成 抗 菌 剤		
	検体数	≤0.4	0.4<	検体数	≤0.5	0.5<	検体数	+	-	検体数	+	-
令和6年度	3	3	0	3	3	0	2	0	2	2	0	2
令和5年度	3	3	0	3	3	0	2	0	2	2	0	2
令和4年度	5	5	0	5	5	0	3	0	3	3	0	3

(注) 1 暫定的規制値 総水銀 0.4ppm、PCB 遠洋沖合魚介類 0.5ppm、内海内湾魚介類 3ppm

(注) 2 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) かきの衛生対策

本県特産のかきは全国生産量の約6割を占めていることから、食品衛生上の安全確保のため、養殖海域の安全と、かきの清浄化対策を強力に推進し、かきの衛生及び品質の向上に努める。(昭和33年度創設)

ア 監視指導

かきによる危害防止のため、かき作業場の監視指導の徹底を図る。

また、かき作業場及び販売店において収去検査を行い、違反品の排除に努める。

第11表 監視指導状況

(単位 件)

区 分	対象施設数	監視延件数	規 格 基 準 違 反 件 数		
			成 分 規 格	加 工 基 準	保 存 基 準
令和6年度	206	779	1	—	—
令和5年度	199	885	2	—	—
令和4年度	205	661	2	—	—

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

第12表 かきの収去検査結果

(単位 検体)

区 分		検体数	E.coli 最確数 (/100g)		細菌数 (/g)		腸炎ビブリオ最確数 (/g)	
			≤230	230<	≤50,000	50,000<	≤100	100<
令和6年度	生食用	29	29	0	29	0	16	0
	加熱調理用	194	187	7	191	3	103	5
令和5年度	生食用	20	20	0	20	0	12	0
	加熱調理用	263	256	7	260	3	95	0
令和4年度	生食用	41	41	0	41	0	23	0
	加熱調理用	247	244	3	245	2	105	0

(注) 1 広島市、呉市、福山市を除く。

(注) 2 生食用かき成分規格 E.coli 最確数 230/100g 以下 細菌数 50,000/g 以下 腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

イ かきの養殖海域調査

養殖海域の衛生状態を把握するため、海水等の細菌検査、食中毒起因菌検査を行い、かきの衛生及び品質の向上に資する。

第13表 かきの養殖海域調査結果

(単位 日、検体)

区 分	調査及び 巡視日数	海水の大腸菌群最確数			かきの重金属 (7項目)	
		検体数	≤70	70<	検体数	検査結果
令和6年度	28	438	398	40	11	いずれも通常値
令和5年度	28	438	393	45	12	いずれも通常値
令和4年度	28	421	385	36	12	いずれも通常値

(3) 貝類の貝毒検査

広島県海域における貝毒による貝類の毒化状況の検査を行い、毒化した貝類の流通を防止するとともに衛生上の危害防止を図る。(平成2年度創設)

第14表 貝類の貝毒検査結果(令和6年実績)

(単位 検体、MU/g)

区 分		3 月		4 月		5 月		10 月		11 月		12 月	
		検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果
麻痺性貝毒	カ キ	26	ND	26	ND	26	ND	12	ND	13	ND	13	ND
	ア サ リ	6	ND	7	ND	7	ND	2	ND	2	ND	2	ND
	ムラサキ イ ガ イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 NDは、不検出を示す。—は、欠測を示す。

(注) 3 下痢性貝毒は不検出(計15検体)

(4) ふぐ処理者の試験及び免許

ふぐ処理者の試験を実施及びふぐ処理者免許事務を行う。(令和4年度創設)

第15表 ふぐ処理者試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人、%)

区 分(実施自治体)	受 験 者	合 格 者	合 格 率
令和6年度(福山市)	17	9	52.9
令和5年度(広島市)	11	3	27.3
令和4年度(県)	14	11	78.6

(5) 食肉衛生対策

ア と畜衛生対策

管内と畜場の廃止に伴い、平成30年度からと畜検査は実施していない。

イ 食鳥衛生対策

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥肉による危害防止のため食鳥検査体制の充実を図り、より厳正で最新の科学技術に立脚した食鳥検査を実施するとともに、食鳥処理場の整備を推進し、監視、指導及び収去検査の徹底を図り、食鳥肉の衛生及び安全確保に努める。

第16表 食鳥検査羽数及び処分羽数

(単位 羽)

区 分			ブロイラー	成 鶏
令和6年度	検 査 羽 数		3,557,564	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	86,527	0
		一 部 廃 棄	91,304	0
令和5年度	検 査 羽 数		3,832,385	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	83,532	0
		一 部 廃 棄	107,463	0
令和4年度	検 査 羽 数		3,812,462	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	69,371	0
		一 部 廃 棄	105,277	0

(注) あひる及び七面鳥の検査はなかった。